九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

大田朝敷における愛郷主義とナショナリズム（二）

石田，正治
九州大学大学院法学研究科教授

https://doi.org/10.15017/2181

出版情報：法政研究. 66 (4), pp.69-124, 2000-03-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

大田朝敷における愛郷主義とナショナリズム（二）

石田正治

序――同化論の位置
一　糖業組合による沖縄の再建
㈠　経済的組織の構想
㈡　糖業組合結成の提唱
㈢　糖業農家の擁護（以上前号）
二　危機意識の深化
㈠　自治制実施への対応
㈡　「土地の歴史」
㈢　農村の衰微
三　転機
㈠　明治天皇の死
㈡　糖業改革と知識人の役割

(三)　近代への懐疑（以上本号）
四　平等な社会への展望
結語

二　危機意識の深化

(一)　自治制実施への対応

沖縄に府県制特令が施行されたのは、明治四二年（一九〇九年）三月一二日であった。前年には特別市町村制が布かれていたから、これで沖縄は、ヤマト各県と完全に同等ではないにしても、地方自治体としての一応の体裁をととのえたことになる。三月一四日付けの『琉球新報』は、おそらく大田の筆になると思われる社説をかかげて、「其権限に於て他府県同胞のそれの如くならずとするも政府の厄介となる度合を小さくしたるの一点よりして慥に国民たる地位に一歩を進めたるものと謂はざるべからず」と歓迎する姿勢をみせた。[1] 大田の関心がつねにヤマトとの対等性の獲得にむけられていた以上、社説がヤマトにおける自治制との比較を意識して書かれたのは当然であった。しかも、すぐに論じるように、自治制度の意義についての大田の認識は、帝国政府のそれとは別であった。自治制度の実施にたいする大田の議論を追うためには、まず、これより二〇年ほどまえの明治二〇年代初頭、ヤマトに施行された地方自治制を一瞥しておくことが必要であろう。

日本帝国の地方自治制度は、憲法制定と国会開設による立憲体制への移行が具体的な日程にあがりはじめた時期に、

この変化が支配体制の動揺につながることを抑止するために構想された。政党政治の開始は、「人心激昂して政論に競争し、党比して相鬩ぎ、狂瀾頽波の勢いを生ず」るであろうと予想された。[2] このような中央政局の変動からあらかじめ地方の政治情勢を隔離して、住民を「各々其の区域の中に画策」させ、各自治体に名望家支配の実質を保障するとともに、政府の事務を地方に分任させることが、地方自治の目的であった。そのために必要な財政力と人材とを町村が保有すべく、政府は、大規模な町村合併をおこなわせて町村の数を五分の一にまで減少させ、さらに人口二万五千以上の町を市とした。すでにヤマトでは、数カ村にまたがって耕地を支配する寄生地主が広く存在しており、彼らの存在によって、人工的な行政区画は自治団としての実質をもつことが可能であった。一方で、自然村の伝統的な名望家支配は、市町村における等級選挙と府県郡における複選制、さらには、首長の政策決定に参与する参事を無給の名誉職とすることによって、慎重に温存された。官僚制の末端に位置する行政村は、寄生地主を媒介として、名望家支配を温存した複数の自然村を内包し、自然村のうえに行政村がかぶさる二重構造が形成された。[3] 中央の統治機構が、伝統的な村落の日常空間に接合したのである。こうして、帝国の自治制度は、中央政府の意志を村人の日常生活にまで確実に伝達し、同時に、村人が直面する日常的矛盾を名望家による支配秩序の内部に封じこめるための社会制度であった。自治制度の実施を主導した山県有朋が、「隣保団結の旧慣」にもとづいた地域共同体の結束を国家の「基礎」と表現したのは、このためであった。

地方制度のこのような位置づけは、憲法が発布され議会が開設されて立憲君主制の舞台装置がつくりあげられたのちも、変わらなかった。むしろ、国民が臥薪嘗胆という結集軸をうしなった日露戦後の段階では、社会的安定装置としての地方自治体の意義は、一層必要性を増していた。かつて産業組合法の立案に参与していた平田東助は、戊申詔書が発せられた直後の明治四一年（一九〇八年）一〇月、内相として地方官会議で訓示し、「地方団体は国家の基礎にして自治制は国法の大本なり」とあらためて強調したが、それはこのような認識の反映であった。平田は、この二〇年間に形成

されてきた「自治体の脈絡系統」を安易に変更しないように求めたうえで、つぎのようにのべた――「監督の任に当る者宜しく先現存の自治体を善導し輯睦□風を厚くし団結の基礎を鞏固にして以て自治行政の実績を挙ぐるを要とすべし……近来世上危激なる論説を鼓吹し又は卑猥なる冊子を頒布するの類少からず……〔これを取り締まるのは当然だが〕一面には所謂恒産を起して以て恒心を養ひ風紀の頽廃を未然に防ぐの計を講ぜざるべからず……近来地方に於て民衆協同して事業□施設を為すの趣向を見るに至れるは自治の要素を養ひ其基礎を鞏固ならしめ道徳と経済との調和を計るが為に最も慶すべき現象と云ふべし」[4]。産業組合によって地方自治体を安定させ、そうすることで全体的な社会状況の改善をはかるというのである。彼はつぎのようにつづけた――「地方に於ける殖産興業の事は我邦の如き小農小商工を以て国家産業の原力と為す国に於て其資金の融通を助け産業の便宜を得せしむるが為に相協同せしむるは最も必要の事にして彼の産業組合貯蓄組合又は共済組合の如きは此目的を達するが為に最も適切の方法なるべく近頃漸く其発達を見るに至りたるは頗る喜ぶべきなり」。すでに紹介したように、平田は明治三三年（一九〇〇年）、産業組合法の意図を解説して、「中産以下の小資本家をして相連合せしめて鞏固なる一の信用主体を構成し……諸般の経済活動を為すを得せしめ、以て大資本家と共に産業場裡に角逐、併立せしむるの手段を与えんとする」ことであるとして、階級調和論的な立場をしめしていたが、このたびはその主張を地方自治制度との関連でくりかえしたのである[5]。沖縄における自治制度施行の目的も、小農小商工の保護による帝国の社会秩序の安定ということ以外ではありえなかったはずである。

しかし、自治制度の実施は、大田にとって別の意義をもっていた。さきにふれたように明治四二年（一九〇九年）三月一四日の『琉球新報』社説は府県制特令の実施を、双手をあげてというわけではないが、歓迎した。これによって沖縄人は、「県の世帯向きの事」がすべて政府の管轄下にあって県民が手出しできないという、「所謂る部屋住みの意気地なき境遇に在りて此点に就ては他府県の同胞に対し肩身狭き感なき能はず」という状態を脱して、「分家して始めて独立の人間となり県の所帯を自らなし県を隆盛ならしむるも将た衰微せしむるも総て自己の手腕に有るの自由を有するに

至」ったというのである。[6] 自治の実施は、沖縄を沖縄人が「総て自己の手腕」によって経営する「自由」を得たことであると、意味付けられた。

もとより、「特令」という表現からあきらかなように、沖縄の県制度はヤマトにおける府県制と同一ではなかった。社説はつぎのように指摘する――「本令中参事会を廃して其権限を知事之を行ふと為し県知事の権限を拡張したるは一般県制と異なれる著しき点にして或は自治権を蹂躙する虞れなきにあらざるも其救済法として訴願訴訟の道を開きたるは喜ふべし」。[7] おそらく、沖縄にはヤマトにおけるような寄生地主が存在するにいたっていなかったことが、ヤマトの制度との差異につながったのであろうが、それは社説が問題にしたことではなかった。参事会の不在は、政府の任命によってヤマトから赴任してくる知事にたいして、沖縄人が行政機構のなかで異論をとなえうる場がないことを意味すると捉えられたのであろう。「自治権を蹂躙する虞れ」という表現は、そのことを示唆している。自治権とは、県庁の裁量権ではなく、なによりも沖縄人が自律する権利であり、それが脅かされる余地はないに越したことはなかった。しかし、他府県と同等ではないにしても、とにかく自治権がえられた。「本令中吾人の理想を以てせば批議すべき余地多々ありと雖も今や議論の時は既に過ぎ去り如何に之を運用すべきかの実際問題に遭着した」以上、「本令の不備を補ひて一般県制と同等若しくは其上の効果」をあげられるよう、有能な県会議員をえらばねばならないと、この社説は有権者によびかけた。

複選制のもとでは県会議員が町村会議員によって選出される以上、制度の欠陥をおぎなって自治の効果をあげるには、村の指導者層が自治権について意識を高めねばならないと大田は考えていた。彼にとって、制度の不完全さもさることながら、それを十分に活用できるだけの力量を沖縄人がもっていないことが深刻な問題ではなかったかと思われる。実際大田は、この時期、自治制度そのものの不備についてはほとんど発言していない。彼の自治にかんする記事は、沖縄人の「自村の為には郡も県も犠牲にすることを厭はない様な精神」を問題にし、あるいは他県人にたいする卑屈さ、団

結心のなさをとりあげてはいるが、制度を論じたものはないようである。[8] あるいは、福沢諭吉がいうように「独立とは独立すべき勢力を指していうこと」であって、制度そのものよりは沖縄人の自治能力を向上させることが先決だと考えていたのであろうか。[9] しかし、このような希望は容易には充たされなかった。大田は、明治四四年（一九一一年）二月、「自治の民」と題する長文の論説をひさしぶりに執筆して、つぎのようにのべている――「最早二年の時日を経過して居るから村民一般自治の精神位は自覚して居さうなものだけれども村民が村に対するの心得に於ては自治制実施以前と違つた様にも見へない……寧ろ……昔に劣つては居まいかと思はるゝ点も随分ある」。[10] この論説は「真和志村青年会に於て講演したもの」とされている。彼は、村の指導者たちにむかってあらためて自治権の意義を説明しなければならないと考えたのであろうが、この論説は、大田の認識と帝国政府の認識との異同をみるうえでも、やや詳細な検討にあたいする。

大田の議論は、「一人前の人間」における権利義務と地方団体における自治権とを類比しながら進められる。「未丁年者とか白痴瘋癲」あるいは「罪を犯したものとか放蕩無頼のもの抔」は、「自分で自分の始末をすることが出来ない」とされるのであり、「未だ一人前の人間」ではない。「地方自治」とは、「一人前の人間」が「自分の家を始末する能力」をもつように、「自分の地方の事は誰の世話にもならない誰の厄介にもならないで自分でよく始末をして行くと云ふことに過ぎない」。しかし、そのような能力を認められている人間集団は世界中でもごく少数である。「今日地球上の人類は十五億もある……其□自治の都市町村は僅かのものであらう……東洋では我日本国ばかりで日本国内でも台湾、樺太、朝鮮の如きは未だ自治を許して居ない」。したがって「自治の民と云ふものは世界でも最も進んだ人民であつて世界の真中に立つても誇るに足るべき人民」であり、そのなかでも、「一等国の自治の民」は「第一等の民団」である。「吾々自身も亦左様自覚して差支へはあるまいと思う」。この「名誉ある地位」と「自治の権能」を付与された以上、そこには「其れに伴ふ責務がなければならない」。大田はつぎのようにいう――「各自能く為すべき事為すべからざる事を自

覚して為すべき事は他人の勧誘を待たず進んで自らなし為すべからざる事は是れ亦他人の制止を受けずして自ら戒める様にするのが即ち世界に名誉ある自治の民たるものゝ責務である一々村役場や県庁抔の指図を受けてやるのは是れ自ら誇るべき権能を放棄したものである……〔そのようなことでは〕独立自治の実は何処にも見へない是れ等は白痴癲癇が禁治産と同じ様なもので不名誉も亦甚しいではないか[11]」。

大田にとって自治とは、みずからの行動を律することができる人間集団、すなわち「自治の民」に国家があたえた、名誉ある「権能」であった。この、あきらかに分権的な認識の仕方が、帝国の国内秩序を防衛し国民統合を安定させる装置として自治制度を設計するという、あくまでも集権的な発想とは方向性を完全に異にしていたのは、言うまでもない。大田にとって自治とは、自立して自己の地域を経営することであり、それにともなう負担を甘受することであった。「独立自治」と表現する所以である。沖縄人も「自治の民」となった以上、それにふさわしく行動しなければならない。では、「自治の民」にふさわしい行動とはなにか。大田は「国家の損得村一般の利害を思ふて」自主的に行動することが「自治の民たるものゝ本分」だと主張した[12]。この「本分」は、村民としての立場と国民としての立場とにわけて論じられる。まず、村民としては、「村事」すなわち村の公共的事業を積極的に推進し、そのための負担をひきうけねばならない。具体的には、たとえば、子弟に学校教育を受けさせ、そのための費用を負担することであり、公衆衛生に配慮することである。つぎに「国民と云ふ側から考へて見れば」、一等国として必要な「政府の費用」を支弁するための、「致し方もない」急激な負担増に堪えなければならない。沖縄が経済的発展をはかることは、国民としての負担と自治の民としての負担という、この二重の負担をはたすためにも、不可欠であった――「国家にしても町村にしても時勢に伴ふてそれ〴〵の費用を要□[し]随つて人民の負担も増加する次第だから勢ひ勧業土木に注意して殖産興業の途を開くことにしなければならない[13]」。大田の議論は、こうして沖縄の「殖産興業の途」を拓くためには、なにをすべきかという論点に移っていく。

内相の平田は、既存の各自治体において「輯睦□風を厚くし団結の基礎を鞏固にして以て自治行政の実績を挙ぐるを要とすべし」とのべていたが、大田は、「自治団の生命とする所は一致協同の精神」であって、この精神が共同体の繁栄をうみだすのだと主張する――「世間から称賛さるゝ所謂模範町村の状態を見るに何れも町村民が一家の如く睦くして町村の利害は我身我家の利害と云ふ観念で見るから自然事業も行届き随て種々の美風を生み出す様になり其町村は他の町村民より多くの幸福を受ける様になつた次第である」[14]。平田内相は帝国の社会的安定のために自治体が凝集力をつよめる必要を説いていたのだが、大田は沖縄が繁栄して沖縄人が誇りをもちうるために一致協同を説いたのである。大田が、沖縄人の一致協同の精神が帝国にとってどのような意義をもつかということにではなく、このような「多くの幸福を受ける様になつた」模範的町村の例に言及するのは、当然であった。そのような例として、大田は島尻の高嶺村をあげた。ここでは、製糖組合を構成する二〇〇戸ほどの農家が、自力で糸満から軽便鉄道を敷設して「文明式の工場」を建設中であった。「山間の片田舎」にこのような工場がつくられたのは「即ち一致協同の力でやつたのである」と、大田は力説する。「此効果は今は見へないにしても高嶺村民が永遠に受くる所の利益は蓋し尠なからぬものと思ふ」[15]。

このように「自治団の幸福は一致協同の力で産み出される」のであり、一致協同の精神を欠いた自治制度は「死骸と同様で既に生存の意義を失つた者」でしかない[16]。それにもかかわらず、この一致協同の精神を「破壊せんとする傾向」が生じている。大田の観察では、「旧時に於ける団結の連鎖たりし百姓地制度や内法抔がなくなつて之に代るべき連鎖を見出さないのが重なる原因」であった。もとより、土地制度や内法を復旧させるわけにはいかない。「今後は何処までも道理に基づいて村民各自の利害関係を理解せしめ此理解力で村民を縛りつけることにしなければならない」。それが決して簡単ではないということは、糖業組合の普及に徒労をかさねてきた大田には、充分認識されていたはずである。彼は、青年会の会員たちにむかって、つぎのようによびかけた――「本会員の如き村の先覚者たるものは一事一物に就てよく〳〵利害得失を考較しよく村民の頭に沁込ます様に努めねばならない一度説いてわからない者には二度も三度も

十度も百度もわかるまでは根気よく説法すると云ふ覚悟で居られたいものだ」[17]。「自他の関係」は「今日は中々複雑になつて定規を以て律する訳にはいかない」が、利害関係を理解させること以外に、村民を一致協同させる手段はなかった。それを十全に理解させられれば、「我村民」は「遺憾なく自治の民たるものゝ本分を尽くすことが出来ると思ふ」と、大田は講演を締めくくったが、このような展望はたんなる希望以上のものではなかった。「一致協同」の精神が、はたして利害関係の理解だけで形成されるものかどうかさえ、大田自身、確信があったとも思われない。しかし、自治制が施行され、それにともなう負担が増大した以上、沖縄人が他府県人と対等の地位をえるためには、一致協同することがますます緊要なものになったことだけは確かであった。あらたな一致協同の求心力をどこにもとめるか。この一点においてのみ、政府の課題と大田のそれは一致していた。

(二) 「土地の歴史」

明治四一年（一九〇八年）に成立した第二次桂太郎内閣は、取り組むべき課題として、日露戦争がのこした膨大な戦時国債の処理と「民心の堕廃」への対応とをあげ、とくに社会主義の台頭を抑えるための強圧策をとった。社会主義は桂が見るところでも「尚ほ纖々たる一縷の煙に過ぎず」というほどの勢力でしかなかったが、帝国が経済的のみならず社会的にも危機にあるという認識は、政府に苛烈な抑圧政策をとらせた。信夫清三郎は、この社会主義抑圧の厳しさが大逆事件のきっかけをつくったと示唆している[18]。菅野すが、宮下太吉、新村忠雄、古河力作の四名が立てたこの天皇暗殺計画は、それ自体具体性にかけたものだったが、政府はこれを「一人の無政府主義者もいないことを世界に誇るようになるまで、あくまでその撲滅を期する」という方針のもとで、社会主義者の大量検挙にのりだし、計画を立案した四名を五月に逮捕したのち、幸徳秋水を首魁として六月に逮捕し、さらに二一名を検挙した[19]。『琉球新報』が「大陰謀事

件」という見出しをつけて、天皇暗殺計画という事件の核心を伏せた検事総長の発表を掲載したのは一一月一六日であり、一二月二七日の紙面では、検事総長が死刑を求刑したと報じられた。[20] 被告二六名のうち二四名に死刑判決が下されたのは翌明治四四年（一九一一年）一月一八日であり、そのうち一二名が天皇の「仁慈」によって無期懲役に減刑されたと発表されたのは翌々日の二〇日であった。[21] 刑の執行は一月二四日と二五日であった。おそらく報道規制がなされていたのであろうが、判決が公表されるまで『琉球新報』には大逆事件の内容に関係する記事はまったくみられない。大田が、この事件に触発されたと思われるコラムを書くのは、さらにその後、二月に入ってからのことであった。

大逆事件は、多くの知識人の思考にさまざまな影響をあたえた。[22] 大田は、ジャーナリストとしての立場上、より多くの情報を得ることができたはずだが、事件の内容にかかわる論説は書いていない。同じく新聞社につとめていた石川啄木が、幸徳秋水の法廷における『陳弁書』を筆写してその冤罪を確信したのと比べると、事件そのものにたいする関心はあまり高くはなかったと言うべきであろう。大田の主要な関心は沖縄の農村にむけられていた。事件が大田に刺激をあたえたとすれば、それは、大規模な虚構をつくりだしてまで社会主義者を抹殺するほどに、帝国政府が危機感をつよめていたということではなかった。大田が事件からえた問題提起は、知識人とその思想活動がはたすべき役割はいかにあるべきかということであった。二月三日の紙面に掲載された「読書余感」と題する文章は、それを暗示している。題名の「読書」とは、蘇東坡の『荀卿論』を読んだということである。この書物は、孔子の議論との比較で荀卿の議論を批判したものであり、大田は蘇東坡の議論に「時節柄いろ〳〵の感が興つた」という。[23]

大田は蘇東坡の論述を紹介しているので、それを追うことにする。蘇東坡は、孔子の議論の仕方を称賛して、後世その説を誤解あるいは歪曲する者がでることを懸念して「言も平易に正直にして決して人気取りの論はしられない」という。これに反して、荀卿は「剛愎不遜で自ら許すことが甚だ過ぎた者」であったようで、「愚人を驚かし□小人を喜ばす様な異説を好」み、「自分の愚なることを知らずして天下の賢人を罵倒」した。その影響をうけた、弟子の李斯は「天

下の書を焼捨たり先代の遺法を破壊したりして少しも省みない」ことになった。[24] 荀卿の主意も「素より王道を明かにし礼楽を述ぶる」ことにあったが、その言論が異説を立てて注目をあつめるを事としていたために、李斯は「師の高談異説に激せられた」。これは「父が仇を報ずる為に人を殺したら子は之を見習つて切取り強盗を働く」という故事と同じである。大田の理解によれば、蘇東坡の主旨は、孔子孟子の議論には「決して卓異なる処はない」にもかかわらず「天下是れに及ぶものはない」、むしろ人目を惹くような「異説高談」の方が「天下後世を災ひしこと大なる」影響をおよぼすものだと「戒める」ことにあった。[25]

大田は、「今度幸徳等の罪状を見て東坡の卓見が切実に感じられる」という。[26] 幸徳秋水や菅野すがにこのような「罪状」を犯させた、「異説高談」はなにかというのである。天皇の暗殺という企図それ自体に共鳴する人間は、明治国家の内部にはほとんどいなかったと思われる。菅野や宮下が天皇暗殺を決意した理由の大きな部分も、天皇への人心の集中にあった。信夫は菅野と宮下の陳述を紹介している。それによると、宮下は、事件を企てる三年前に、天皇の御召列車の送迎にあつまった農民に『無政府共産』という冊子を配付して宣伝活動を試みたものの、農民から相手にされなかったという経験から、「我国の人民は斯くも皇室に対して迷信して居る」ので、天皇を殺害して「天子も吾々と同じく血の出る人間であるといふこと」を知らせる必要があると考えたという。また、菅野は法廷で、明治天皇は「歴代の天子の内でも、最も人望があり、且、良ひ人の様に思ひますから、甚だ気の毒ではありますけれども……〔経済的掠奪、政治的罪悪、迷信の根源である天子としての〕位置に在る人其のものを斃す必要がある」と陳述した。[27] 調書の記述が歪曲されたものでないとすれば、日清戦争の勝利によって国民を統合し国民の仰慕の中心となった天皇は、この時期においても、いまだに国民の忠誠を得つづけていた。筆者が別の機会にのべたように、大田にとっても、天皇は沖縄とヤマトを親疎の別なく同一にあつかう、一視同仁の信頼すべき君主であり、沖縄に差別的な政策を打ち出して平然としている帝国政府とは、別の存在であった。[28] 注意深く事件の顚末を考察して大逆事件そのものが虚構であったということに気づい

た、ごく少数の知識人をのぞけば、社会主義者の摘発によって天皇暗殺が未然に防がれたという報道は、国民の大多数に安堵感をあたえたと考えられる。大田のこの論説も、そのような感情にもとづいて書かれたのであろう。大田は、社会主義は自由民権論から「脱化したもの」と考え、幸徳を李斯にかさねている。自由民権論が荀卿の思想に比されているのはいうまでもない。大田に約言させれば、幸徳は「ルーソーの民約説」に「激せられた」ことになるであろう。

「自由民権の学説素より結構」と大田は言う。しかし、「妙論卓説或は一時の病弊に効あるも後世どんな禍を醸出するか測られない」のであり、「世の先覚者たるもの返す〳〵も言論を慎しまなければ縦令ひ言論する者の主意は正常でも……悪結果を生じないとも限らない殊に思想界の混沌時代とも云ふべき今日正邪曲直の標準さへ確と定まらない今日に於ては先覚者の一言一句は殊に注意しなければならない[29]」。大田が蘇東坡から得たこの教訓は、国民が結集軸を見失っている時代にこそ適切であった――「我輩荀卿論を読み了ってさて静かに今の言論界の状態を通観すれば覚へず慄然たらざるを得ない……神奇卓異は至人にあらず至人は是れ常と云ふ語がある常と云ふ字さへ念頭を放さなければ大した間違ひはあるまい[30]」。

では、「常」なるものとは何か。大田の思索はさらにつづき、この文章を書いた三日後の二月六日には「過渡時代」、さらに二月九日には「漢文復興」と題するコラムとなった。大田は、「過渡時代」のなかで、「過渡の時代と云ふことはよく人の口にする所」だが「或る時期を指して過渡の時代と云ふか□には明白に分界し得べき目安がなければならない」と問題を提起して、沖縄の現状をつぎのように表現する――「廃藩以前にあっては人心を支配したものが儒教であって……手短に善悪正邪は決定され〔たが〕……置県後になっては……種々様々の主義思想が入りこみ……善悪正邪の尺度が十も二十も出来て今では分かりきった事柄でも議論百出容易に決着がつかない[31]」。大田は、このような「善悪正邪の尺度」の混乱した状態が「何時かは極りがついて整頓する」までの間を「過渡の時代と云ふて差支へはあるまい」という。「過渡の時代」は「進歩の根源」だが、「此時代が長くつゞくと幾多の毒害が発生する」のであり、知識人たる

者は事態を楽観して放置せずに「国体に照し土地の歴史に鑑み善悪正邪を甄別して無窮の信念を植えつけ」るよう努めねばならない。[32] 大田は、「常」なるものとして、「国体」と「土地の歴史」に想到した。この結論は、さらに三日後の「漢文復興」においては、「我帝国に於ては如何なる文明も我国体と調和して価値があるものと心得ねばならぬと思ふ」という主張となった。[33]

「国体」といい「土地の歴史」といい、大田はコラムのなかでとりわけて説明してはいない。しかし、これらの言葉が新聞のコラムのなかでなんの註釈もなしに語られた以上、それは当時一般的であった意味と別のものをこめて使われたのではあるまい。それを推測することは可能である。まず大田がいう「国体」を、どのように理解すべきか。思想史家村岡典嗣は、第二次世界大戦末期の講義録のなかで国体を解説して、「我国の有する国家的性格の先天的又形相的方面ともいふべきもの」といい、別の場所では、近世以後の「成熟した意味に於いていふ国体」とは、「国家の性格と理解するのを最も適当とする」とのべた。[34] また、大田の教養の多くに影響をあたえた福沢はつぎのように論じている――「体は合体の義なり、また体裁の義なり。物を集めてこれを全うし他の物と区別すべき形をいうなり。故に国体とは、一種族の人民相集て憂楽を共にし、他国人に対して自他の別を作り、自から互に視ること他国人を視るよりも厚くし、自ら互に力を尽すこと他国人の為にするよりも勉め、一政府の下にいて自から支配し、他の政府の制御を受るを好まず、禍福共に自から担当して独立する者をいうなり。西洋の語に、ナショナリチと名るもの、これなり」。[35] 福沢のいう国体は国民あるいは国家の独立した様態であって、独立した政府のもとでの共同性と自律性を内容としていた。福沢はそれが根本的な意義をもつことを強調して「国の本」と表現した。村岡も福沢も、国家と国民集団とを峻別することはしていないので、両者のいう国体の観念は、独立した国家あるいは国民がもつ固有の存在様態という点で共通しているといえよう。大田がいう国体も、日本の国家的固有性あるいは固有の国民的性格を意味していると判断して、誤りではあるまい。[36]「如何なる文明も我国体と調和して価値がある」という結語は、思想を語るときには、日本国家の固有性

あるいは国民的特性との調和を念頭におかねばならないという、知識人への警告であった。

では、国体と区別された「土地の歴史」とは、何を意味するのか。「歴史」が歴史的固有性を意味することはあきらかであろう。問題は、「土地」である。大田は、さきに紹介したように、明治三九年七月のコラムのなかで「地方自治と云ふのは平たく言へば其土地其土地の習慣を公認し其公認した習慣に基づいて或程度まで自分に自分を支配させると云ふことである」とのべ、さらに「立法者に於ても習慣の歴史又は或事物に対する人民の信念の厚薄抔を詳かにせざれば迚も良法を作ることが出来まい」と主張していた。[37] この記述を念頭におけば、「土地」は自治の単位としての地方なかんずく沖縄であり、「土地の歴史」はその地方あるいは住民の歴史的な固有性を意味すると考えられる。大田は、この三九年七月のコラムのなかで、「元来中央集権と云ふのは決して政治の要を得たものでない」とも述べているが、それは、地方に固有の事情を帝国についての一般論に解消することはできないという認識をしめすものであろう。地方とその住民の固有性である「土地の歴史」が、国家あるいは国民集団の固有性である「国体」と区別されねばならない理由はそこにあった。大田は、沖縄が「国体」に同化すべきことを説く一方で、貧しさと後進性としか表現されえない沖縄の「土地の歴史」を、思索の前提にせざるをえない。ヤマトで語られる言説が「国体」と調和しなければ価値をもちえないと同様に、沖縄で語られる言説は、それにくわえて沖縄の「土地の歴史」を直視したものでなければ意味をもちえない、と大田はみずからの立場を確認したのである。大田の立場は、こうして、帝国と沖縄の固有性の重さにたいする自覚をとおして、明治三〇年代にみられた西欧近代にたいする積極的な肯定から、離脱しはじめたといえよう。

では、この沖縄にはめられた足枷のような固有性を前提としたうえで、その前途をどのようにして切り拓くか。大田の念頭には糖業の発展しかなかった。沖縄の糖業を発展させる途は、沖縄に固有の事情を勘案した独自なものでなければならない。大田の思索は、明治四四年（一九一一年）三月六日から二一日にかけて八回にわたって連載された社説「糖業集約論」に反映された。この連載のすくなくとも五回目までは、文体からみて大田の筆になるものではあるまい。

おそらく大田は全体の概要を指示して、執筆を他の記者にまかせたのではあるまいか。ただし六回目以後の文章は大田のものではないかと思われる。あるいは、前半の文章に満足できずに、結論に近い部分は自分で筆をとったのかもしれない。連載の趣旨をしるしたものと思われる第一回の文章は、保存状態がわるく、マイクロフィルムではいくつかの単語を判読できるにすぎないが、第二回以降の分をみるかぎり、最初の回をのぞいても、論旨をおうことは十分可能である。

「糖業集約論」の第二回は、つぎのように書き出している――「糖業集約を考ふるに方りて、何よりも先に注意すべきは、集約によりて県下糖業の歴史□根柢より影響を与たへざること之れなり、別言すれば即ち現在の糖業者に根本的打撃を与へざるにあり」[38]。この議論が念頭においているのは、ハワイなどにみられる「プランテーション組織」であった。そのように大規模な集約をおこなえば、「商品の仕上、取引万端円滑に□て好都合」であろう。そうすべきだという議論もある。つまり、「地主〔すなわち糖業農家〕をして甘蔗を耕作せしめよ、製糖家をして之を適当の代償に買上げ、自□の好む所のまゝに工業を組織し、製糖に従事せしめ□即ち可ならん」というのである。しかし、「由来本県下には本県下における事情もあり」、それはすべきではない。「本県下における事情」とはなにか。文中には明示されていないが、それが、零細農家が、分散状態のなかで、前代金によって糖商の思うままに支配されてきた経緯を意味しているのはあきらかである。糖業農家と製糖家との分離が好結果をうむには「耕主と製糖家、言ひ換ふれば地主と資本家との契約が完全に行はるゝものとの仮想」が現実のものとなる保証がなければならない、と論説が主張する所以である。これまでの苦い経験からして、そのような保証があたえられると予想できないのであれば、大規模な集約は「県下の地主等を他日悲しむべき沈淪の境遇より救ひ得べき良法」とはいえない。糖業集約は、その程度を制限して、「在来耕主」に「克く製糖家たらしめ且つ克く製糖家たらしむるの安全を保証」できなければならない、と論説は主張した。土地の歴史を勘案すれば、沖縄の糖業を改革するのに、ハワイ等の「プランテーション組織」を模倣するわけにはいかない、と

いうのが論説の主張であった。

沖縄糖業の発展は、糖業農家の繁栄と別のものであってはならないという主張は、回を追ってますます明確になる。第三回の論説は、冒頭で、「糖業を経済的に集約するにつき、第二に注意すべきは、自家の財力によらしむること之れ也、即ち糖業家の実力の有り丈けを傾注するにより、設備を完了□得るの程度〔の集約規模〕ならざるべからず」とのべた。[39] 糖業の集約規模を「耕主の実力を限度」に制限すべきだというこの主張は、沖縄の糖業農家の固有の零細さにもとづいていた――「目下本県下の糖業家……〔その一戸当たりの耕作面積は〕僅かに二反平均に過ぎず……〔そこからあがる八四円ほどの収入から〕一切の生産費を控除するとせば、残りは僅かに家内労働賃銭位が所得に帰する割合なるに徴すれば、今日耕主兼製糖家の収得の甚だ軽微なる想像に堪たり」。このような農家に、集約にあたって過重な経済負担をおわせれば、「経済上の困厄を惹き起さしむる」ことになり、それに乗じて資本家が「耕地を併合」するであろう。これは「吾人が深く以て警戒すべき一事」であった。「随て其の集約の方法が放膽的なること能はず、細心にして最とも厳密な□打算上ならざるべからざる事情ありと知るべし」というのである。この糖業農家の零細さを前提にすれば、あらたな設備投資は容易ではない。では集約を放棄すべきではないのか。論説の第四回はつぎのように論じる――「一般生産界の状態を考ふるに、何業によらず、競ふて集約に昂めつゝある当世に於ては、県下の糖業も又た此の大勢に背馳するを得ざる事情日に急切を加はえつゝありと云はざるべからず」。[40] 集約による生産規模の拡大は不可避であり、なお規模を拡大するための資本は乏しい。おそらくもっとも効果的な方法は大資本の導入であった。しかし、それでは沖縄在来の糖業農家は崩壊するであろう。「如何に砂糖の為に生き砂糖の為に死す、即ち砂糖を以て県下殆ど全部民命（ママ）の繋がる重要産業なりとするも現在四万戸の大家族を擁せる小地主、小産糖家までを犠牲に供して糖業革新を計画するに忍びざるなり」。[41] それゆえにこの集約論は「根本的大革新」の提示にはなりえない。

では、長々と議論をする意味はどこにあるのか。この論説は、その「本旨」が、「地主の独立の保証されたる論拠の

上に糖業の革新を提唱」しようとすることであり、「地主の利益と糖業上の利益とが最も克く合致したる一点」をもとめることにあると明言していた。[42] 論説は、その結論をあらかじめ提示した。それは、第一に現在の製糖場数を減じ、第二に製糖機を改良し、第三に動力を変更し、第四に「運搬□便利」を増進し、最後に、以上の実行機関として共同生産組合を組織することであった。これらの項目を、現在の糖業農家の実力に適応したかたちで実現するというのである。こうして、集約論は第五回にいたって糖業組合論へと回帰していく――「共同生産組合は集約方法の策源機関として先づ組織さるべき必要あるべし」。[43] 生産組合へ糖業農家を組織することが、沖縄における土地の歴史をふまえた糖業集約の基本であった。論説は「本県下に於ける一般的糖業政策の講究せられざるべからざるの必要」を強調し、そのような政策の一部として、「実行し易き範囲に於て零砕農業家の資力を合はせ共同生産組合を組織し、製糖機械を改良し、動力を変更し、運搬の便利を増進する等諸般の集約方法を行はしむる」ことが提唱されねばならない。これが実行されるとすれば、「問題は自から共同生産組合の組織及び其の実力如何と云ふことに帰着する」が、これはそれほど困難なものではあるまい。本来農業は共同性を必要とするものだが、沖縄の農業は他県にくらべて「共通利害の点に於て一層密なるもの」があって、「現在の如く未だ発達せざる糖業の初期」においても「夙に『砂糖与』なるもの」が存在している。この組織は「一種の生産組合」であり、しかも「県下糖業界の実際の必要より考案されたるもの」で、「因襲既に糖業上特種の歴史」になっている。これに「多少的人為手段」をくわえて集約の手段とすればよいので、それに「生産組合」という名を冠しても問題はないであろうというのである。

砂糖与から生産組合までの距離はそれほどに近いのであろうか。おそらく大田がみずから執筆したと思われる第六回の論説は、冒頭で、砂糖与に象徴されるような沖縄糖業が有する「集約の傾向」を「適当に導き、時宜に応じて相当の施設をみる決して難きことにはあらざるべし」と強調したうえで、現在の砂糖与によるような集約度では「今後の糖界実際に不適当」だから、「今少しく其の集約を大束に」して、一般に、村単位あるいは字単位で生産組合を結成するよ

うに提言した。[44] 一村をあげて一個の組合に集約すれば、全県の砂糖与が四〇分の一の四八組合に集約され、一字単位で組合を結成しても、全体が五〇〇個の組合に集約され、資本規模は平均で四倍になることになる。それが単なる夢想ではないことは、前月に大田が「自治の民」のなかで紹介した高嶺村の生産組合が例証していた。論説の七回目は、高嶺村の組合が発表した「新旧対比利益計算」の詳細な分析にあてられ、さらに、「目下計画中の沖縄製糖株式会社目論〔見〕書」が紹介された。[45] この会社は高嶺村の新式工場の一〇倍の製造能力を有し、諸経費をのぞいても「尚ほ六万円の配当金を剰し得ると云ふ」のである。これは予算ではあるが、高嶺村の実例とあわせて「糖業は其の集約の行はるれば行はるゝに従ひ利益の大〔な〕るを証する一例となるに足らんか」と論説はのべて、つぎのように主張した――「吾人は県下民力に相応し断々固として集約の実行を可なりとすると同時に集約より来る直接間接の利益の尠少ならざるを信ぜんとす」。

最終回におよんで、論説はこれまでの議論を要約して、生産組合の必要性を説き、さらに組合結成にあたっての留意点をしめした。[46] その第一は「組合の規模が民力相当と云ふこと」を逸脱しないことであり、第二に「其規約が余りに七面倒臭きは却て事に害あり」ということであった。第二について論説はつぎのようにのべる――「一体農人の頭脳は単純にして一図なるもの、例へば、法は三章以て之を約する底のものならざる限りは、彼等は其の実用に堪へざる也、……農人の間に組合規約を作るに方り、法律関係など余りに深く詮議立てするの必要あらば、其の組合は最初より者にならぬもの也……他なし組合は規約によらず、相互の信用による、信用先づ立たず、規約を以て之を縛せんこと覚束なきの業たれば也、仍て呉々も規約の條章は簡単明瞭農人相互の胸臆其の侭を浚け出したるものならざるべからず」。論説の主張は、糖業集約のあり方から生産組合の必要へと回帰し、さらに、組合の立脚すべき農村の共同性へともどったのである。

長文の論説の主張は、沖縄が発展するには糖業の発展が不可欠であり、糖業の発展は沖縄の糖業農家の発展と同義で

なければならず、そのためには農村が在来の共同性を維持して、相互の信頼のうえに生産組合を建設しなければならない、と要約できる。しかし、なぜ糖業の発展が糖業農家の発展を意味しなければならないであろうか。沖縄の糖業が外部の資本によって集約されて糖業農家が農業労働者になってしまっても、沖縄全体にとっての経済的な利点はないわけではあるまい。他の主張が論理的に弁証されているのにたいして、この点だけは自明の前提とされているかのようにみえる。なぜであろうか。この疑問のてがかりは、「糖業集約論」と同時期に大田が書いた「沖縄人士」のなかにみえる。このコラムは、さきに紹介したように、全体としては、沖縄とヤマトのあいだに相変わらず厳然として存在する格差を問題にしたものである。ここで問題にされている格差は、たんに近代化の進展度におけるものではなく、自治権と自律性における格差でもある。それゆえに、「沖縄人士が取るべき主義方針」は「他県同様にする事だ」という同化の主張は、ここではたんにヤマトの近代化を模倣するというだけではなく、他県並みの自治権と自律性を獲得することをも含意していたと考えねばならない。[47] コラムの結論部分で大田が唐突につぎのようにのべていることが、この推論の裏付けになるであろう――「我輩は自ら本県人民を殖民地の土人同様に看做すことはどうあつても出来ない本県は何処までも五十万県民の手で開発したい」。[48]「殖民地の土人」という表現は、「集約論」の第二回で言及されたハワイのプランテーションを念頭においたものと考えなければ理解できない。大田はアメリカに支配されたハワイ原住民の姿に、沖縄の糖業農家のヤマト資本のもとでの暗澹たる将来をかさねたのであろう。開発がいかに必要であっても、それを性急にすすめることがハワイの轍をふむことになってはならない。「何処までも五十万県民の手で開発したい」という大田の発言は、他県並みの主体性を獲得することによって、帝国の「国体」に溶融されえない沖縄の「土地の歴史」を守りたいという思いの表現であり、それはすなわち愛郷心の吐露そのものであった。

(三)　農村の衰微

沖縄が発展するには製糖業を中核とする以外になく、製糖業の展開は零細な糖業農家の保護のうえにおこなわれなければならない、と大田は確信していた。製糖業は、たんに沖縄県の経済発展のために必要なだけではなく、四万三千戸の糖業農家の存続のために不可欠であった。糖業の前途をどのように拓くか。この時期に大田の思考を刺激しつづけていたのは、台湾糖業のめざましい発展であった。大田は、「島尻郡組合町村」の嘱托をうけたのを好機として、明治四四年（一九一一年）四月、台湾糖業の調査にでかけた。台湾で大田が目にしたのは、巨大な製糖工場であった――「台湾に行つて最も目につくのは事業の規模が大きいのである……台湾製糖会社には阿猴に三千頓の工場もあり湊仔乾橋仔顫には蒸気機関で工作する広い蔗圃を持つて居る千噸内外の工場は沢山で嘉手納の〔新式〕工場位ひのものは幾らもある」[49]。大田の調査によれば、台湾の製糖工場は三種類に分類されていた。第一は、台湾製糖会社の大規模工場のような新式製糖場で、最新鋭の機械が導入されていた。第二は「改良糖廓」で、動力としては蒸気あるいは石油発動機をつかい、甘蔗の圧搾も四〇噸から四〇〇噸程度の能力をもつ新式の機械によるが、糖汁を煮沸する部分は旧式なので赤糖以上の砂糖は出せない。第三が「旧糖廓」で、石あるいは鉄の搾車を牛に回させており、沖縄で普通にみられた製糖場と大差はない。第三の「旧糖廓」が数十カ所をのこすにすぎず「改良糖廓」も七〇余りであるのにたいして、新式工場はすでに三〇余りにのぼり、その産出量も全体の四分の三をしめていた。大田がみるところでは、「改良糖廓は新式工場に旧糖廓は改良糖廓に進化する傾向であらう」と思われた。大田の認識は切実であった――「台湾糖業の大勢を見たら沖縄の糖業抔は話にもならないから沖縄の糖業政策としては何処までも黒糖を持続することにして台湾に黒糖を造らさない様に注意する外はあるまい」[50]。

台湾糖業の進展をまのあたりにした大田は、沖縄糖業が生き残る途をさぐり、明治四四年（一九一一年）七月、「本県

糖業の前途」と題する長文の連載記事を発表した。彼は、この五、六年、台湾総督府の「非常の保護干渉の結果」、台湾の糖業が急速に発展していまや三億斤を産出するまでにいたり「猶ほ底止する所を知らざる様に見へる」と指摘して、つぎのように問題を提起した――「台湾が極点まで糖業を発展させても我沖縄の黒糖は今日の如く依然として市場に一地歩を占めて居ることが出来るものであるか本県の黒糖は台湾糖の為に市場から駆逐される様な恐れはないものか若し内国糖が生産過剰となつた時に本県糖は果して台湾糖と競争して立つことが出来るか」[51]。大田が調査した結果では、総督府は、三年後に現行の拡張計画が完成すれば、おそらくは過剰生産をさけるべく、それ以上の拡張はさせない方針であるということであった。しかし、そうであっても、三年後には台湾の産出量は分蜜糖六億斤余、赤糖七千万斤弱に達し、これに沖縄、奄美大島を中心とする「内地糖」八千万斤をくわえると、七億五千万斤におよぶことになる。大田は問題の深刻さを指摘する――「此れ丈けの砂糖が調子よく売捌けらるゝものとすれば論はないが、其間に供給過多の状態に陥る様な場合が出来する時は第一に苦痛を感ずるのは我沖縄の糖業家だと思ふ……〔三年後といわず〕来年になれば台湾丈で五億四千万斤から出来るそれに内地糖の八千万斤が加はると……約一億斤位ひは過剰になる……〔これが外国へ輸出できればいいが、そうでなければ〕我黒糖は段違ひの更目（ざらめ）とも競争しなければならない羽目に陥らねばなるまい斯く考へて見れば本県の運命は全然台湾の手に制せられて居る様なものだ」[52]。

「台湾を顧みずして糖業を論ずるものは必ず間違つて居る」と大田は断言する[53]。翌明治四五年（一九一二年）になれば、「全然〔保護関税によって高値にされている〕外国糖を仰がなくても却つて生産過剰の恐れがある位ひだから我黒糖は手離しで台湾の赤糖や分蜜糖と市場で相撲をとることになりはすまいか」。現状の沖縄糖業が「先づ迚も台湾に対立して立ち行くことは出来ないと思ふて居る」が、「然らば如何にすれば立ち行かれるか」、「我輩の愚案を提供して諸君の叱正を乞ひたい」[54]。このように状況の深刻さを示したうえで、連載は「本県糖業安固策」四カ条の提示へとうつる。まず第一は、「生産費を省く事」であった[55]。「今後は黒糖の相場は台湾の赤糖が標準」となるのであり、この赤糖よりいかに安

く売れるかが課題になる。生産家は生産運搬費から無駄をはぶき、商人の側でも「手を省き費用を減じて自家も利し需要者にも安く供給し生産家も損失なからしむる様に努力」すれば、「〔一樽あたり〕一円内外を節するのは難事ではあるまい」。そうできれば、「台湾が如何に発展するも本県の糖業は万々歳」の筈である。しかし、「今日の如く秩序もなく統一もなく散漫たる有様では言べくして迚も行ふべからざる相談である」。現状を変革して生産費を削減するための方策は二つであった。第一は「産業組合や同業組合を設立し一方では既に出来て居る糖商組合を刷新すること」であり、いま一つは、「農事試験場に今少し費用を入れ蔗作製造の試験を十分にやつて範を一般糖業家に示」させて、甘蔗生産の技術を向上させて品質を安定させることであった。「是れより生ずる利益でも決して二十銭三十銭とは云ふまい」。このような課題を果たすためにも、まずは糖業が面目をあらたにしなければならなかった。大田はこれまで何度も主張してきたことを、ふたたび強調する――「先づ以て秩序あり統一あり責任あらしむる様に生産及び取引の機関を整頓せんことを要求する」[56]。

「本県糖業安固策」の第二は、「圧搾法を改良せよ」ということであった[57]。大田が問題にしたのは、製糖場の稼働日数が平均で五四日間しかないということであった。この製糖場を併合して、蒸気機関で駆動する圧搾機を導入しようというのである。この圧搾機は日産三〇噸から一〇〇噸まであるが「本県の地形上民度上習慣上の各方面から打算して」四〇噸の機械が適当であって、「さう多額の資金を投じないでも」あらたな製糖場を建てられよう。「我輩の計算に依れば四十噸の圧搾機を十分に働かせば今日の製造場十個所合した丈けのもの即ち三千挺の砂糖を八十日間では製造して仕舞ふことが出来る此れより小なれば不経済になるし此より大なれば共同させるに困難と云ふ恐れがある」。大規模であればあるほど有利ではあるが、問題は農家を共同させることの難しさであった――「農家にはいろ〳〵の習慣があり事情があつて共同させると云ふことが頗る難事であらうと思ふ」[58]。

糖業農家を共同させるということは、これまで大田がたえず求めつづけて、しかも成功しなかったことであった。し

かし、これは、大田の確信によれば、沖縄の糖業が生き残るためにどうしても越えなければならない関門であった。大田は、この四〇トンの圧搾機を導入するためにも、農家が生産組合を結成しなければならないと強調した――「四十噸の小製糖機械でも据へ付けやうと云ふには兎に角纏つた資金がいる原料の如きも従来の様に農民が各自のものを各自別々に製造すればよいと云ふ訳にはいかない四十噸の機械の全能力を発揮する時は……少なくとも五六人の原料を混合して製造する必要が生じて来るから勢ひ機械能力に相当する原料の所有者が一団となつて生産組合を組織する必要が生じて来る」[59]。こうして「糖業安固策」の第三は、生産組合と同業組合を結成することであった。大田は、沖縄における産業組合結成の低調に苛立ちを隠さない――「我輩の所見では産業組合法の適用に本県の糖業家程適切に当嵌るものは恐らく全国にあるまいと思ふ然るに信用購買抔は続々出来て此最も適切なる砂糖生産組合が出来ないと云ふのは実に奇怪千万な話である」[60]。大田は、沖縄における生産組合の可能性について、「糖業集約論」の議論をくりかえしながら、つぎのように強調する――「産業組合法は独逸から移したものであるが其内の生産組合の如きは決して独逸の創始ではない本県の糖業界では昔から行はれて居る……〔その伝統をしめすものとして〕今日でも尚ほ農村の各字には砂糖与と云ふものがあり製造場は其の共有で製造する場合にも人力牛馬力抔の変換も行はれ与には何れも多少の共有金抔がある」。大田が確信するところでは、この砂糖与こそがこれまで沖縄糖業を推進してきた力であった。ただし、社会は変化し、砂糖与も伝統的な形のままでは効果をあげえない。砂糖与の組織に基礎をおいて生産組合を結成することが必要だというのである。そのような生産組合は、「十分に慣行を斟酌し法規の適用も漸く法人たるの資格を具備する位ひに止め出来得る限り組織を簡易に」すべきであり、そうすれば、「如何に無知の農民でも其真味を解することが出来る」であろう。これにくわえて、「組合員相互の利益を増進し弊害を矯正」するために同業組合をつくる必要がある。台湾糖業と競争するには、ぜひこの二つの組合が必要だと、大田は力説した[61]。

大田が最後にあげたのは、行政がおこなってきた糖業政策を見直すことであった。大田は、県当局は糖業にたいして

「力の入れ様が足りない感じがする」といい、農商務省が設置した臨時糖業改良事務局にしても、最新式の機械を導入した分蜜糖製造工場をつくったり甘蔗の改良品種をうえたりした以外には「何の見るべきものもない」。最新式の工場の設置や甘蔗の品種改良だけでは、評価するに足らないというのである。それらは、農民の水準とあまりに隔たっていて、切迫した状況を改善するものではなかった――「〔糖業改良事務局が普及しようとした〕新知識も五年十年の内には迚も一般に応用されやうとは思はれない牛馬の力で甘蔗を搾つて三つ連ねの鍋に煮て舌で加減を試みつゝ黒糖を作る事の外知らない一般の糖業者は此完全精緻なる機械を見ても何処でどうするか薩張り分らず一般の感想はと云へば官は金があるからあんな事もして見ると云ふ位ひに過ぎない」[62]。当局者は黒糖を製造を分蜜糖にきりかえさせようとしているようだが、それは誤りだと大田は考えていた――「我輩は茲に再考を願ひたい……本県の如く極めて小仕掛けの製造に慣れて居る耕作者を頼りにして〔大量の原料を安定的に必要とする〕分蜜糖製造の大工場を円満に発達させやうとするのは極めて困難な事である」。それに、「黒糖の販路が杜塞したと云ふことでもなしまだまだ六七千万斤の需要はある」のだから、「今日の民度相応のところに目安を置いて」保護奨励策を講じれば、黒糖の品質の安定、生産費の削減、取引方法の簡素化、農村金融の円滑化などの課題を達成できよう。これだけでも達成できれば、「県下の糖界に取つては実に大なる改良である」[63]。その一方で、台湾総督府と協議して生産量の調整をおこなえば、沖縄の糖業農家にとって「幾ら保護になるか知れない」。零細農家を保護しながら沖縄の糖業を生き残らせるには、生産組合をつくって黒糖に専念し、その製造販売過程を民度の範囲内で改良し、台湾の大規模糖業からの保護政策を講じる以外にないというのが、大田の認識であった。

しかし、大田の力説にもかかわらず、産業組合ははかばかしい成果をあげなかった。彼は、一層の切迫感をもって、みずからの主張をくりかえさざるをえなかった。明治四五年（一九一二年）五月末から翌月末まで、一〇回にわたって連載された「農村より拝啓」という論説がそれである。彼は、「本県糖業安固策」の主張をくりかえし、産業組合の不

調にふれてつぎのようにのべた――「本来より云へば産業組合抔も本県には最も発達すべき素地あるに拘はらず事実は之と相反し不成跡に終るもの多きは畢竟理事者の不誠実と不熱心の結果にて遂に農民が之を忌むの風を生じたるものと存じ候」[64]。原因は指導者にあるというのである。指導の不正あるいは不行届のために、産業組合は「徒らに金を借る為の機関」となり、「借金の山を残して沈倫するもの」が続出して、農民は「産業組合なるものは少数有志者の腹を肥すのみにして一般県民に迷惑をかくるの機関と誤認」してしまっている[65]。「会社とか組合とか申せば農民は又かと言はんばかりに眉を顰め」るが、彼らが会社や組合に関係したために被った損失は「随分多額」であり、「実に無理もなき次第」であった[66]。しかし、この損失は「専ら理事者及び監督者の罪」であって、現状をもって「産業組合其物を否認する」のは誤りだと、大田は強調した[67]。

大田の認識では、産業組合は依然として「農村発展の方法としては実に優良なるもの」であった。その優良な方法が指導的部分の不始末のために効果を発揮できないでいるあいだに、「新教育を受けたる農村の子弟」は、停滞した農業を嫌って「滔々として華奢なる都会的事業に向つて走り」はじめていた。「祖先伝来の地面を惜気もなく売り飛し」て「都会生活に憧憬」する者が続出するという事態は、「農村労力の欠乏」をまねき、「中以上の農家が漸次其産額を減ずる傾向」さえみられた[68]。それはまさに「農村疲弊の兆候」であった[69]。それにもかかわらず、県は、台湾総督府と対照的に、「自然に放任して」なんら有効な手段を講じていない――「糖業政策を確定することは多年唱導せられたる問題に候へども当局者は如何なる政策をとられ候哉承はり度候」[70]。大田にとって、どのような政策をとるべきかは、まったく自明であった。「記者は今日の農村に対して多く望む所なし只砂糖製造法の改良と産業組合の普及を要望致し候」[71]。これまでも何度も主張してきたことをこのようにくりかえしたうえで、大田は苛立ちをこめてつぎのように警告した――「凡そ手腕ある経世家は常に緊切なる問題を提げて社会の注意を其問題に集中せしめ依て以て一世の勢を形成するものに候一般の注意を集中するの問題もなき社会は平凡の社会にして常に他の後塵を拝するに過ぎずと存じ候」[72]。

それゆえに、なんとしても、産業組合への農民の期待をとりかえさなければならなかった。「一旦農民の信用を失ひたる産業組合を盛り返すことに候へば決して尋常一様の尽力にて目的を達すべしとも思はれず候へども既に此に至りては如何なる困難を排しても彼岸に漕付かざる可らざることは先覚者たるものゝ責務と存じ候」[73]。大田が、「尋常一様」ではない努力をもっとも要求したのは、県当局にたいしてであった。大田は大部分がヤマト出身者で構成されている県幹部にたいして、辛辣な批判をしめした――「置県以来県当局の県治に関して無方針なりしには今更驚くの外無之候都市の政治も農村の政治も随時臨機に局部の対症療法を行ひ来りたるの感なくんばあらず……〔しかもその対症療法が〕何れの方面に於ても良好の効果を収めたるものを見ざるは記者の観察眼の不明なる故か当局の政策が未だ緊切ならざるが為か或は又本県民の資質が進歩的ならざるに依るか記者惑ひなき能はず」[74]。この定見のなさは、沖縄の糖業農家の特性にたいする配慮のなさとして表現された。もしも県がこの特性を十分に斟酌して産業組合を指導すれば、状況は別のものになっていたはずだと、大田は主張した――「産業組合の如きも部落内に於ける共同的精神と其習慣法を斟酌して之を組織致し候へば事業も安固にして部落民も平等に利益を得随つて漸次発展を期せらるべく候」[75]。そのような配慮が欠けていれば、県や政府からあたえられる「種々の保護」もたいした意味をもちえない。「当局が今少しく民情に通じ今少しく歴史と習慣を尊重せられんことを希望致し候」[76]。県当局は、尋常一様でない努力をしてでも、沖縄の「土地の歴史」を尊重し、それに適合した政策を立案しなければならない。そのような政策は、糖業農家を沖縄的な産業組合に組織すること以外にはありえない、と大田は主張した。しかし、大田の眼からみても、この希望がかなえられる可能性は決して大きくはなかった。「農村疲弊の兆候」を眼前にして、大田は農家の動向にたいするよりは、県をはじめとする指導的部分にたいして、焦慮を募らせていた。

三　転機

(一)　明治天皇の死

日本の社会は日露戦勝によって臥薪嘗胆の目標をうしない、それまで対外的緊張のもとでは甘受されてきた苛重な負担にたいする不満と、表出を抑制されていた個人主義的な傾向とが顕在化しはじめていた。神学者の高木壬太郎は、この傾向を、「我国民が近年著しく主我主義的個人主義に走り上下相競ふて利を求め、滔々として腐敗堕落に赴かんとする有様」と表現した。[1] 民心をいま一度国家のもとに確固として統合しなおすことは、天皇と帝国政府にとって緊要なしかし困難な課題であった。政府は、大逆事件ののち明治四四年（一九一一年）五月に特別高等警察を設置して思想面の取締りを強化する一方で、翌明治四五年（一九一二年）三月には、五年後に施行する工場法を発布して労働者保護の姿勢をしめした。天皇は、それまでも各地の災害に際してしばしば救恤金を下賜し、大逆事件に際しては死刑判決をうけた二四名の被告の半数を減刑させ、政府を超えた仁慈の絶対君主として国民的統合の中心に立ちつづけていたが、大逆事件後の最初の紀元節にあたる明治四四年二月一一日には、とくに「施薬救療の資」として内帑金から一五〇万円を支出して恩賜財団済生会の基礎を置いた。このときに首相の桂太郎にくだされた勅語は、戊申詔書以来の天皇の危機認識をあきらかにしめしていた――「世局ノ大勢ニ随ヒ国運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ経済ノ状況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ帰向ヲ謬ラムトス政ヲ為ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ……業ヲ勧メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ発達ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ医薬給セス天寿ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス」。[2] 天皇は、「人心動モスレハ其ノ帰向ヲ謬ラムトス」という状況を立てなおすために、みずから陣頭指揮をとっていた。しかし、天皇はそれをつづけることはできなかった。天皇は日露戦争の前後から糖尿病をわずらっ

ていたが、明治四五年（一九一二年）七月一四日に尿毒症の兆候があらわれ、一九日にいたって突然発熱して倒れたのである。天皇が死去したのは七月三〇日であった。

明治天皇は、そのカリスマ性によって、国家的価値の体現者であると同時に、社会的規範の教示者でもあった。その突然の死は帝国政府にとっておおきな痛手であったが、大田にとってもそれは同様であった。大田にとって天皇は、沖縄にたいする差別的な政策をとって平然としている政府とはべつの、一視同仁にヤマト人と沖縄人を対等にあつかう、依拠すべき君主であった。大田は、明治三四年（一九〇一年）五月のコラムで、天皇が沖縄に侍従を派遣して全般的な状況を視察させたことを取りあげて、つぎのような文章を記していた――「政府が本県に対し冷淡なるは今猶ほ昔に異なることなしそれに引換へ　聖上陛下の大御心を注がせ給ふこと一視同仁今回御手元より侍従を派遣せらるゝこと四十余万人民の感泣に堪へざる所なり」[3]。筆者がべつの機会に論じたように、大田の認識において、一視同仁の天皇は、一君万民という帝国の平等主義を体現しており、ヤマト人と同祖の沖縄人が帝国に十全に同化することによって他府県人と同等の立場をえられるという展望をあたえる存在であった[4]。大田は、冒頭でふれた明治四四年（一九一一年）三月の「沖縄人士」というコラムのなかで、「〔沖縄人がヤマト人と同系であるかどうかなどとは無関係に〕我本県民は只日本国民たるの本分を尽しさへすれば沢山だ」と主張したが、それは一視同仁の天皇の存在を前提にしたうえでのことであった[5]。その天皇の死は、大田を感情的にも揺さぶったようにみえる。大田は、天皇の死去から二ヵ月後の一一月、大阪と新潟における砂糖市場の調査にでかけて途中で明治天皇の桃山御陵に参り、そこで埋棺のために陵上に建てられた御須屋を望んだ時の感慨を、「一寸仰いだばかり只何とはなしに頭が下つて万感胸をつくのみであつた此時吾等はこれ以上記すべき何物も持なかつたことを白状する」と記している[6]。この、くだくだしい美辞をともなわない率直な記述は、大田にとって天皇の死がいかに重いものであったかを雄弁にしめしている。

天皇の死をつたえる『琉球新報』の紙面には、文体からはおそらく大田がみずから筆をとったとおもわれる「天皇崩

御」という文章が掲載された――「御不例前後の詳報に接し御経過の大体を拝察するに如何に御強健の玉体に在らせらるゝも御一人を以て内外万般の機務を臠はし厳寒極暑と雖も一日も廃し給はず御悩初発以来遠地に演習を統督し給ふこと是れ亦年々廃し給はず過度の御励精遂に御重患の因たらざるなきを得んや思ふて此に至れば臣民たる者只恐懼の外なし」[7]。天皇の死は、彼が病身をかえりみず国家のために身を耗尽した結果であると語られた。天皇の四五年にわたる励精の結果は、中国大陸の沿岸の一島国を世界的大国に変貌させるという「東西の識者古今無比と称す」ほどの業績となり、近代国家としての「制度典章具さに備はりて万代の基礎既に牢乎たり」という状態に到達した。このうえは「吾人は国民と共に益々奮励して以て愈々明治の宏謨〔遠大な計画〕を発揚するを期せんとす」と、記事は結んだ。

大田は、翌月、島尻郡青年会で「本県の青年に希望する所」について演説し、その内容を「知識の活動を拡大せよ」という表題をつけて紙面に掲載した。この演説のなかで大田は、「吾々下々の者」が「只太平の恩沢に馴れて」いるあいだにも、天皇が「並々ならず叡慮を悩まされ四十五年一日の如く万機に御励精遊ばされたる事」を強調したうえで、「諸君の清聴を煩はしたき事は我青年会の立場からして差し当たり努力尽瘁すべき事柄でございます」とのべている[8]。この演説は、「益々奮励して以て愈々明治の宏謨を発揚する」ということの内容を、大田なりに語ったものと考えて誤りではあるまい。大田は、農村の青年会が、明治天皇にたいする「万分の一の御恩報じ」と新天皇への「当面の御奉公」のために、「差し当たり努力尽瘁すべき事柄」があるという[9]。それは「産業を発達せしむる」ことであった。大田が問題視したのは、教育の進歩によって得られた「新智識」が「産業の上家業の上に働いて居るのは極めて少ない」ということであった。大田はつぎのように指摘する――「我帝国の現状を観るに政治軍事の如き方面は大に進歩して居るが経済の面即ち農工業の如きは誠に不進歩である……殊に我沖縄の如きは実に見るに堪へざる有様である此れは新しい知識が空中にばかり集つて多く土の上に注がれない結果であろうと思ふ本県に空中楼閣が沢山出来るのは当然の話である」[10]。大田はこれまでも、「無知識の連中が小才覚に任せて我物顔に立廻」り、砂糖をはじめとする「特色を以て居た物

産も年々信用を墜し」ているという状態を問題にしてきた。この文章を書いている大田の脳裏に、指導者の責めに帰すべき糖業生産組合の不調があったのは、あきらかである。しかし、農村で指導的役割を担う者たちは、「一般農民が分からないから手がつけ難い」と応ずることが多かったという。「是れ果して一般農民の頭が利害に遅鈍なる故か或は所謂先覚者が不熱心なる為か」[11]。

状況が改善される可能性は指導者がどこまで熱心であるかにかかっているというのは、大田が年来くりかえしてきた主張であった。「如何に進歩せざる農民でも」指導者が「真心を以て誘導したなら必ず目的を貫徹する」と大田は主張する。そうであるにもかかわらず、「知識ある人々」は、「新教育に依つて得た所の新智識」の多くが「不生産的の方面に働いて居る」という状態にたいして、「恰も対岸の火事を視るが如く」無関心なままである。このような状態こそが、明治天皇が戊申詔書を出さざるをえなかった理由であると、大田は感じていた――「制度は完備に近づき国威は大に発揚された際に当りまして故らに斯る〔戊申詔書という〕聖諭を下し賜はりましたのは国家の内容が未だ充実して居ない所に叡慮を煩はされました結果と恐察し奉ります殊に本県の如きは最も進歩した教育の効果が少しも産業の上に現はれて居ない有様でありますから此詔勅を拝読致します度毎に実に恐懼の至りに堪へないのでございます」[12]。大田は、「知識ある人々」すなわち指導的立場にある「先覚者」の任務を説いた。大田は、「制悪の力が微弱なる社会は知識が進めば進む程害毒のバチルスがます〳〵瀰漫する」のだから、先覚者たるものは「繁栄を致すの法」を知るだけでなく「悪を制するの力」をもたねばならないと主張して、つぎのように呼びかけた――「本会の会員諸君は島尻郡の先覚者である既に新たなる活動の針路が的確に定つて居る以上は気がつき次第一歩々々転進するのは是れ即ち自彊息ざるの道である独り転進するに止まらず後進者の手を引て共に進むのは是亦先覚者たるものゝ本分である若し吾々の針路を妨げるものがあるならば吾々は容赦なく且つ快速に駆除しなければならない……〔甘言に乗せられて〕横道に入る所の農民を保護して正道に導くは吾々の職分である」（強調は筆者）[13]。大田は、戊申詔書の「自彊息サルヘシ」、すなわち、やむことなく自ら

勉めよという文言を想起していた。四年前に詔書が発されたときには、さきに触れたように、彼は「荒怠相誡め自彊息まざるべし」という文言をひいて農家に勤倹節約をすすめていたが、しかし、天皇が死去したこの段階では、大田の解釈は、社会的な風潮を矯正するという知識人の指導的役割に力点をおいたものになった。明治天皇の死は、彼の感情をゆさぶると同時に、大逆事件以来彼の脳裏にあった知識人の社会的役割についての問題意識を刺激して、あらたな使命感を抱かせたのであろう。

(二) 糖業改革と知識人の役割

大田は、明治天皇にたいする「万分の一の御恩報じ」と新天皇への「当面の御奉公」のために、「新智識」を投入して沖縄の産業を発達させることを説いた。大田のいう産業の中核はやはり糖業であった。彼は、天皇の死から四カ月後の大正元年（一九一二年）一一月末、前年の七月に掲載した長文の論説「本県糖業の前途」とおなじ題名の論説を一七回にわたって連載しはじめた。前年の論説をつらぬいていた問題意識は台湾糖業の発展にどう対応するかということであり、零細な糖業農家を保護しながらなおかつ台湾との競争に生き残るためには、生産組合をつくって黒糖に専念し、農家の資力の範囲で圧搾機械を導入し製糖過程を改良しなければならない、と大田は提言していた。しかし、この提言は受けいれられなかった。「保守的精神に取巻れた本県の糖業家は毫も覚醒せず農村の困憊は日一日其度を高め来り本年の如きは僅かに台湾の風害と云ふ偶発的の事情に依つて辛ふじて命脈を繋いで来た次第である」[14]。今回の糖業改革論では、これまでの議論がくりかえされただけでなく、さらに、大田が天皇の葬儀の直後におこなった鹿児島と大阪の砂糖市場視察および新潟の市況調査からえた認識がしめされ、あらたな切迫感が長期の連載の全体を覆っている。この切迫感は、たんに視察旅行による現状認識にもとづくものだけではなく、明治天皇にたいする「万分の一の御恩報じ」に

糖業を振興させねばならないという大田の感慨の反映でもあったとかんがえるべきであろう。

論説の冒頭で、大田は、これまで指摘してきたことを総括するかのように、沖縄の糖業が県の「全輸出品の六割七分を占て居る」にもかかわらず、甘蔗の栽培から製造、糖商への販売にいたるまで「今尚ほ原始的の状態を脱すること遠からざるの観」を呈していると指摘したうえで、「斯の如き状態で果して斯業の安固を永遠に保持するを得べき乎是れ大なる疑問である」とのべた。[15] しかし、問題は、旧態依然たる糖業のあり方にかんするものだけではなかった。大田は、長期間にわたる視察の結果から「本県の生命たる糖業の基礎に多くの欠陥あるを発見」し、いまや「斯業の前途に対して少なからざる疑惧を抱いて居る」という。彼の最大の「疑惧」は、沖縄の糖業家が、砂糖は世界的な市場商品であるということをまったく意識していないということであった。彼らは「只因襲の力に依つて無意識に作り無意識に売る」という状態をつづけてきたが、この、たとえば台湾が風害のために生産量を大幅に減衰させたというような、「全くの偶然」による順調な展開が将来も期待できるとは思えない。「本県の生産家は……本県から出さなければ日本の人は砂糖を舐ることが出来ない様に考へて居るものが多い様だが……本県糖は〔国内消費の〕九分内外にしか当らない即ち百挺の内に本県糖が九挺しか交らない訳になる」。[16] 沖縄以外の産糖地がどのような状況にあるかによって、沖縄の黒糖の価格も消費量もおおきく左右されざるを得ない。大田は前年の叙述をくりかえして、台湾糖が計画どおり六億四千万斤まで増産されれば、国内消費の伸びと「朝鮮樺太等の殖民地」の消費分をみこんでも、「本県と〔奄美〕大島の産糖約八千万斤は〔帝国内部の消費量から〕過剰するものと予定して置くのが安心」だと主張し、「市況の一進一退常に台湾糖に追随することは到底免れざる運命と覚悟しなければならない」と警告した。[17]

大田は、「〔沖縄県には〕総ての方面に於て保守的で只現状に恋々たるの傾きがある」が、それは「比較の眼識」の乏しさによるものだと主張する。比較の眼識は人の「向上心」を刺激するものであり、これが乏しければ「兎角旧態に執着して新境を開拓することを厭ふもの」だというのである。[18] 糖業家の保守性はそのような傾向の最たるものであり、外

部の世界にたいする彼らの無関心さを表現するものであった。彼は、「癩坊の様な汚穢い頭でも自分の頭となれば醜いとも汚穢いとも思はないと云ふ意味」の「乞食（クンチャー）の坊主も我坊主（ワーボウズ）」という俚諺をひいて、これは「自惚心の強い事を言ひ現した諺」で「田舎漢の国自慢抔も詰り此心理作用の産物」だと説明したうえで、「我糖業家が黒糖に対する観念はまったく此俚諺の通り」だと断言する。「世界の土俵に出て勝敗を争はなければならない商品に対しても乞食の坊主も我坊主では到る処敗北は免れまい……〔現に〕ツイお隣の台湾に行けば〔圧搾量〕何千噸と云ふ大機械を昼夜運転し文明の最新学理を応用して玻璃を砕いた様な砂糖を注文通りに製造して居る……〔沖縄が〕産糖地で候ふの糖業家で御ざるのと平然として毫も向上の精神が認められないと云ふのは乞食の坊主も我坊主的の精神が何処までもついて廻はるものと思はれる[19]」。

しかし、大田の憤懣は一般の糖業農家にむけられたのではなかった。大田はいう――「本県の糖業が加奈多へも布哇へも持つては行れないから県下の識者が恥とも外聞とも左程痛切に感じないが之を有の侭に摸型でも取つて……東京の博物館にでも陳列し……明細の説明を附して内外人の眼前に曝したならば一寸眼識の高い者だと此一物を以て直ちに我沖縄の真の程度を看取すると思ふ……我県人が之を度外に置いて政治の経済の文学の教育のと豪さうな事を広言しても〔県外の〕識者は之を信じまい[20]」。沖縄の識者がいかにヤマトの社会と文化をとりいれても、糖業の改革を「冷然として顧慮せず」という態度をとるのであれば、それは、沖縄の後進性に平然として恥じないことと同じである。識者の不熱心は糖業のていたらくの重大な一因だと大田は断罪し、さらに町村の官吏や教育者につぎのように訴えた――「吾人は我糖業の改善に関しては唯り当業者のみならず官民挙つて全力を傾注すべき場合と信ずるものである……当業者等が只管旧態に執着して居るのも詰り糖業上の知識に乏しき結果に外ならないから県下に散在せる多くの教育家諸君は普く其利害得失を説明し率先して新機運の勃興を促して貰いたい就中町村の当局者の努力に期待することは尤も厚いのである[21]」。

大田は、前年の連載では、黒糖生産に専念すべきだと主張していた。しかし大田が新潟で調査した結果、新潟のような黒糖消費地でさえも、「吾人は頗る驚いた」と言わざるをえないほど、赤糖分蜜糖類の消費の伸びは黒糖のそれを凌駕していた。[22] 大田がえた新潟県庁の統計資料では、「黒糖は年々減退して行く傾向であるが洋糖〔分蜜糖〕は五年間に一割以上も増加して居る」のである。黒糖市場はあきらかに縮小しつつあった。大田が鹿児島、大阪、新潟と長駆して得たあらたな危機意識は、まさにこのことであった。「商人が往々幾ら産出しても売れる抔と云ふは無責任の放言にして之等の言を以て我糖業の指針とするは甚だ危い」。[23] まさに沖縄糖業の前途が「一進境を開拓するか此侭滅亡させるか二つに一つ」という「急迫なる境遇」にあるということは「断言して差支へないと思ふ」と、大田は主張する。では、黒糖から転換すべきではないのか。大田は前年と同様に「否」という。大田は、冒頭でのべた沖縄糖業の基礎にある「欠陥」というのは、最新式の機械による精製糖製造ができないということではないという。「本県農村の事情は寧ろ此以上進歩した砂糖を製出するを許すまいと思ふのである又需要の方面から云ふも近き将来に於て今日の需要者の嗜好がさう急激に変化するものではないと信ずるのである」。[24] 大田の数年来の認識では、沖縄の土地の歴史は、甘蔗農家が製糖業者でもあるという状態を固守すべきものにしていた。その農家は零細であり、前年の「本県糖業の前途」が痛論したとおりに農家が共同したとしても、台湾の「改良糖廓」がもつ圧搾機械のうちで最小規模の、四〇トンの機械を導入するのが精一杯であった。また、そのようにして赤糖をつくったとしても、台湾の赤糖分蜜糖とは競争できないと大田は判断していた。

「〔沖縄の糖業は〕如何にして此衰運を脱することを得べきか是れ吾人が有識の諸君と共に熱心に講究せんとする主題である」。[25] 大田が問題を提起し語りかけようとする相手は、もはや零細な糖業農家ではなく有識者であった。では、大田が有識者とともに克服の途をさぐろうとしている「欠陥」とはなにか。「我糖界第一の弱点と認むるものは五万に近い生産家が個々孤立して少しも組織的の行動なきにある」。一〇年ほどまえまでは、貢糖生産のための〔間切〕内法の

精神も威力をもっており砂糖与も活発であったが、いまや「五万の生産家は心々に製出し販売すると云ふ状態」であり、それに伴って粗悪糖の生産のような弊害も生じている。「小規模の生産は組織の中でなければ到底発達するものではない」。しかも、生産の組織化はたんに製品の質的向上のために必要なだけではない。小規模の生産家が大規模生産に対抗するためにも、組織化は不可欠であった。「小生産がよく統一されて組織的に働く」からこそ「小生産が大生産に対抗し得る」のであり、「組織的の働は即ち小生産家唯一の武器である」[26]。「此武器を失ってどうして大生産に対抗することが出来やうか」と大田はいう。

「組織統一の必要」は自明であるが、では、なぜ組織化ができないのか、組織化へむけて有識者はどのように関与すべきか。大田は、「本県の事業が全体的組織的の行動を缺く」のは、「社会公共に対する思想」が「今猶ほ余程幼稚」だからだと指摘する。大田のいう「社会公共に対する思想」とは、「一私の利害と社会の利害とは詰りは一致すべきもので全体を離れて局部の利害が成立すべき筈はない」という認識を意味している。「一私の利害」が具体的であるのにたいして「公共の利益」は抽象的だから、知識のない「普通人」が「社会公共の利害に遅鈍なるは強ち責む可でもない」が、「新教育をうけた新人物」すなわち「有識者」までがそうであることが問題だと大田は主張する――「本県人士が各自目前の利害には極めて鋭敏なるに拘はらず全局の得失に無頓着なるは吾人が常に遺憾に堪へざる所である」[27]。このようなことだから、「商法の秘訣は互に騙し合ふにあると云ふ考へ」がはびこり、粗製濫造が横行することになる。「一私と公共局部と全体の関係に対する思想の根本に誤謬がある以上は糖業の発達を永遠に期することは出来ない」[28]。すでに指摘したように、大田の認識においては、社会風潮を良導するのは識者の役割であった。大田はつぎのように言明する――「〔糖業家の〕孤立の状態を一変して全体を挙て組織的行動を取らしむるは各村各部落に於ける先覚者の努力如何にあるされば糖業を活すも殺すも其責任は先覚者にあると言はざるを得ない……〔組織化して糖業を衰運から救おうとすれば〕先覚者たるものゝ努力決して尋常一様ではいけないに極つて居る」[29]。それにもかかわらず、彼らが「只管〔都会の〕

華奢の生活に憧憬して農村の頽勢を知らぬ顔で過す」というのでは「沙汰の限り」である。

このように大田は識者の果たすべき役割を強調したが、これまでの議論だけでは彼らしい現実的な対応策が導かれるにはいたらない。大田は、連載の第七回にいたって、識者がこれまでのべてきた危機認識を承認しないというのならば、「致方はないから吾人は是れより生産運輸販売等の現状を紹介して尚ほ糖業上の欠陥を明白にする」とのべるが、文脈からすれば、これ以後の一一回分が各論的記述にあたることになる。[30]「致方はないから」という表現は文飾であろう。彼は、県内の製糖業の収支、販売流通経費、大阪と鹿児島の砂糖市場におけるそれぞれ固有の取引方式について、詳細な現状分析を展開して、製造から大阪や鹿児島の市場で販売されるまでの経費がほぼ四割削減可能であり、産地での原価を一挺あたり現在の八円七六銭から六円一三銭程度にさげ、新潟での販売価格を一三円八〇銭から一〇円四〇銭にさげても「生産者も商人も損にはならない」という結論をしめした。[31]このような削減が実現できれば、台湾糖との競争に生き残ることができるというのである。[32]大田は、このような分析によって、前年の「本県糖業の前途」で提言していた、生産費の削減、圧搾機械の導入、生産組合と同業組合の結成の必要性をうらづけることに成功しているようにおもわれる。実際、彼が文末にしめした七項目の改良策は、彼が前年に提示したものと同様である。

甘蔗栽培農家が同時に製糖家であるという状態を固守しながら、台湾糖や外国糖との競争に生き残らせるためには、以前に提示したものの他に妙案があるわけではなかった。それにもかかわらず、彼がふたたび長大な論説を執筆せざるをえなかったのには、それなりの切迫した動機があった。その第一は、前年から警告しているにもかかわらず、台湾糖の大幅な増産計画にどのように対応するかという危機感が一般化していないということであり、第二は、赤糖分蜜糖にたいする需要がのびるとともに、黒糖市場が予想以上に縮小しはじめているという発見であった。論説の文面から、直接に看取される動機はこの二つだが、それだけではないように思われる。大田は、現状分析をおえた第一六回の末尾で、「以上十数回の紙上に於て縷述した所に依り我糖業の前途に対する意見を定めるには大なる遺漏はなからうと信ずる」

と自信を表明したうえで、この長文の論述が「県下の糖業政策を立つるの上に於ても聊か裨補する所があらうと思ふ」とのべているのである。[33] そこには、大田がみずから知識人としての社会的役割を果たしたという自負がみえると同時に、明治天皇にたいする「万分の一の御恩報じ」をしているという思いが窺われる。もとより、大田のなかで糖業は「本県の生命」であり、糖業の振興は沖縄のために必要であった。糖業が滅亡すれば「本県が荒涼たる一孤島に化し去ること」は「実に見易き道理」だと大田は強調する。[34] しかし、もはや沖縄糖業の振興は沖縄のためにのみ意味をもつのではなかったように思われる。それは、大田にとって、沖縄の知識人が一視同仁の天皇にたいして、なかんずく、病身をかえりみず国務に邁進した明治天皇にたいして負うべき責務ではなかったか。

(三) 近代への懐疑

明治天皇の死は、大田のなかで、沖縄糖業を発展させることの意義を変化させたが、大田がこの事件からうけた衝撃はそれにとどまらなかった。それは大田に、明治天皇が遺した帝国について根源的な思索をおこなわせたのである。さきに触れたように、大田は一視同仁の明治天皇と、沖縄にたいして冷然として差別的な政策をおこなう帝国政府とを峻別していた。政府の政策がいかに冷やかなものでありつづけても、あらたな天皇が先帝とおなじように君臨するのならば、沖縄人が「日本国民たるの本分を尽くし」つづけることで、沖縄が帝国のなかにしかるべき位置を占める途が開けるであろう。大田の関心は、新天皇のもとで明治国家の枠組みが維持されるかどうかに集中していたようにおもわれる。その枠組みの根幹は、立憲体制であった。しかし、明治天皇の葬儀がおわるとともに、憲法解釈をめぐる論議が噴き出した。

直接の契機は、大正元年（一九一二年）一一月、第二次西園寺内閣において陸相上原勇作が二個師団の増設を閣議に

要求して、首相がこれを拒否したことであった。西園寺は行財政整理をする一方で海軍拡張にとりかかっていたのである。西園寺内閣は議会で絶対多数を占める政友会に支えられており、財界の支持もとりつけていたが、上原は辞職し、山県有朋が後継の陸相の推薦を拒否したために、内閣は総辞職に追いこまれた。信夫清三郎は、この事件が「すでに増師の要求で刺激していた世論をさらにいちじるしく刺戟した」とのべている。[35] 山県は、みずから西園寺内閣を倒壊にいたらせたにもかかわらず後継内閣の人選に窮し、ついに一〇日以上の政治的空白をつくりだした挙げ句、新天皇の内大臣兼侍従長として宮中にはいっていた桂太郎に内閣を託したが、桂が短時日のうちに宮中をでてふたたび首相にもどるには天皇から優詔をえる必要があった。信夫はこの一連のできごとが世論におよぼした影響をつぎのように要約している――「陸軍の行動と内閣の製造に十数日を空費した元老の無力と桂の優詔政策は、閥族攻撃の世論を一挙に噴出させた」。[36] この世論のたかまりのなかで、福沢諭吉のながれをくむ交詢社の有志によって憲政擁護会が結成され、東京の新聞記者や弁護士によって憲政振作会が組織された。

明治天皇の遺産である立憲体制の維持は、大田にとって同化論の前提にかかわる重大問題であった。大田の視線は、こうして、沖縄の内部から帝国の基本的枠組みへとむかうことになり、一連の論説が精力的にうみだされることになった。最初の論説は、「本県糖業の前途」が完結した直後の、大正元年（一九一二年）一二月一八日から二一日にかけて連載された「政界の思潮」であった。この論説の冒頭で、大田は日本の政界には「慥かに二大思潮が流れて居る」という。[37] それらは、「普通の言葉で言い現はせば一は保守的思潮と云ひ一は欧化的思潮とでも云ひ得べきもの」であって、前者の代表は「穂積八束博士や国体論の喧嘩で名が売れた上杉〔慎吉〕博士」であり、後者は「日本の政治を直ちに英国風に改革しやうと云ふ思想」であり、「在野の政党の多数」がこれを標榜している。大田は、イギリス流の立憲君主制を主張した福沢の弟子らしく、「日本の政治をして今日あらしめた功は多く此思潮のお蔭」だという。[38] 保守的と欧化的との二つの思潮は天皇のもとに調和して、維新以降の帝国の急速な発展が可能であったが、欧化的思潮が衆議院に割拠し

て政権の争奪に参加するようになると、かつて「維新の革新を翼賛」した保守的思潮の中心人物は、「行末どうなるかと今更見定めもつかなくなつたので」、欧化的思潮と衝突するようになり、「閥僚政治」をうみだした。[39] 彼のこのような記述が、日露戦争以後の社会状況を念頭においたものであることはあきらかであろう。

しかし、日本におけるこれらの二つの思潮の対立は、ヨーロッパにおけるような社会主義の台頭によるものではなく、「詮ずる所憲法上の見解を異にして居るに過ぎない」。大田は両者の対立を以下のように分析してみせる。まず、「閥僚系の学者政治家」は、「〔天皇が掌握する〕主権は絶対無制限」であり、その主権は「何処までも発動が出来る憲法を中止することも廃止することも出来る」といい、国務大臣は天皇にたいしてのみ責任を負うのであり「内閣は帝室内閣であつて政党内閣抔と称するものは日本には決して成立せしむべきものではない」と主張する。これにたいして、「在野政治家の方」は「〔天皇の〕主権も憲法上多少の制限がある」のであり「〔天皇が〕単独に憲法を動かすことは出来ない」といい、国務大臣が天皇にたいして責任を負うのは当然だが「憲法上議会に対しても国民に対しても責任がある」のであり「内閣は議会に於ける多数党に依つて組織さるゝのが穏当である」と反論する。要するに、「前者は主権即ち天皇を中心として憲法を説明せんと試み後者は憲法を中心として天皇及び其他の諸機関を説明せんと試みる様な傾向を有て居ると思はるゝ一方は政府に重きを置き一方は議会に重きを置いておる風にも見らるゝ」と、大田は総括し、そのうえでみずからの主張を展開する――「日本臣民の〔普通の〕情としては〔冷静な法理をふりかざして〕憲法を以て天皇を制限するとは申し難い様な感じがする……憲法を普通の法律と同列に見たら法律で以て天皇を束縛すると云ふのは如何にも不快な感じが起るが此に冷静なる法理を離れ日本国民普通の観念を以て考へたら憲法は皇祖皇宗の御遺訓で帝国の宏謨と見るべきものであらうと思ふ」[40]（強調は原文）。彼は、このように主張する根拠が「憲法発布の告文や詔勅にあきらかに宣はせられてある」として、つぎのようにのべている――「告文の中に『皇祖皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し条章を昭示し内は以て子孫の率由する所と為し』云々とある又勅語中に『朕か子孫は将来此の憲法の条章に循ひ之を行ふこ

とを愆らさるへし』云々又『朕か子孫及臣民は敢て之か紛更を試みることを得さるへし』とあるされば是は……皇祖皇宗の御遺訓であつて世々の天皇におかせられても憲法の条章は必ず御遵守になるべき典憲である」[41]。

大田の主張の力点は、明治天皇が制定した憲法の枠組みが維持されねばならないという点にあった。それゆえに、彼は「近頃大正維新と云ふ言葉が流行する」ことに、神経を尖らせざるをえなかった。「明治に於ては此維新と云ふ言葉は実に大なる意識を有して居る」が、大正維新という言葉は、おそらく「御代が代つたから漫然言ひ出した言葉」であって、「只言葉だけで格別の意義も認められない」[42]。どこかにあらたな革新がおこなわれて「大正維新に大なる意義を持たすのは今後にある」と大田は指摘したが、その革新は憲法解釈に触れるものであってはならなかった。大田にとって、天皇が皇祖皇宗の遺訓たる憲法の規制のもとにあり、その天皇のもとに国民が結集しているという状態こそが明治国家の基本であり、その基本が欧化主義によって揺るがされることはありえなかった。国体論をふりかざして新天皇を憲法に超越したものにしようとする保守主義者の主張に、大田は正面から反対した――「保守的思想を有つて居る政治家は我邦の政治思想が欧化したならば遂には尊皇の精神までも消滅するものと信じて居る様であるが是は全く杞憂で如何に欧化してもそれは詰り統治権の働く手続き方法に過ぎない之が為に根本精神が動揺することは断じてない僕は憲法を曲解してまでも之を防ぐ必要は毫も認めない」[43]。そのような保守主義者の態度は「一方では寧ろ皇室の尊厳を傷つけ一方では国民を誣るものと言はなければならない」。

大田の批判は、閥僚政治家が恣意的な内閣更迭をくりかえしてきたことにむけられた。内閣の頻繁な更迭は「畢竟憲法を余り狭く余り軽く見又は都合次第曲解した結果である」[44]。西園寺内閣が倒れた事件は、その典型であった――「今回の〔西園寺内閣の〕更迭の如き増師否認の論は全国に喧すしく議会と国民多数の意見が今日程鮮やかに現はれたとはない殊に内閣に於ては総理大臣始め八省の大臣が尽く之を拒否したに拘はらず之が為に内閣が瓦解の運命を免れないとは常識を以て解すべからざる事情である僕は内閣更迭の重なる度に何〔度？〕となく〔支配層の恣意によって更迭される〕

専制国の政府と相違の点を見出すに苦しんだが今回の更迭に至るてはます〳〵其感を深からしめた」[45]。そもそも憲法は明治天皇が「叡慮」を煩はした賜物であった――「曾て枢密院に給はつた勅諭に『立憲ノ大事ハ朕カ祖宗ニ対スルノ重責ニシテ経営創始朕自ラ之ヲ断スルノ任ヲ取ラントス』と宣はせられてある……立憲の準備で其度々々に下し給はりたる勅諚総て明治元年の御誓文中『万機公論ニ決スヘシ』との御主意に外ならぬ」。それにもかかわらず、閥僚政治家は「時の都合に依て憲法の意義を左右」して「政権争奪の道具」に利用している。彼らは、憲法にたいして「曖昧な見解を下し」て、議会や国民にたいするみずからの責任を回避しているというのである。「〔このていたらくでは〕万機公論に決すべしと云ふ開国の大精神は何処にあるか僕は将来不健全の思想が漲るより寧ろ……〔君民のあいだに介在して私益をはかる〕立憲の具足を着た〔藤原氏のような〕摂家が出んことを恐るゝ」と、大田は危機感を表明した。このような事態を解消することが「憲政の美をなす第一の要件」であり、大正維新という言葉に実体をあたえることになるであろう。「大正維新の実を挙げんとすれば先づ憲法の見解を一定し政治家の一進一退をして明白に顧従する処を知らしめる」ことが必要であり、それこそが「大正の急務」であった[46]。

明治天皇みずから「経営創始」を「断スルノ任」をとった立憲体制の本来の姿をまもらねばならないという主張は、この連載の一週間ほどのちの一二月二七日に掲載された「大田氏の演説」と題するコラムでは、政党政治の擁護に力点をおいてくりかえされた――「政党政治と云へば天皇の大権でも犯す政治の如く唱へる学者あれども是れ憲政の何たるかを知らざる愚者に非ざれば権勢に阿ねる曲学の徒のみ／日本帝国は古来純粋の立憲君主国なり憲法は只是れを欽定せられたるのみ立憲の精神は軈て立国の精神なりしなり」[47]。大田が日本を「古来純粋の立憲君主国」と表現するのは、今日の通念からすれば唐突の感をまぬかれない。しかし、彼の確信においては、天皇が「神明」に誓った「五箇条の御誓文」は天皇が「皇祖皇宗の御遺訓を守らせ玉ふの御心」の表れだったのであり、その冒頭におかれた「広く会議を興し万機公論に決すべし」という条は、「立憲の精神」がすなわち「立国の精神」であることを明示するものに他ならな

かった。大田にとって、帝国の立憲制度の正統性は明治天皇の存在意義とほとんど同義だったといって過言ではあるまい。

立憲制度をかたりながら、大田の叙述はたえず明治天皇の事跡へと回顧していく――「先帝陛下の憲法を発せらるゝに際し特に六千万の赤子に□我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が事を奨順し相与に和衷協同せよと宣はせ玉へり」[48]。だから国民は、上下を問わず、それぞれにあたえられた本分をつくして「憲政の運用を誤ずして所謂憲政有終の美を済す」ように努力すべきであり、そのためには「健全なる政党の樹立」こそが必要だと大田は主張した。「憲法を曲解して」これに反対する「曲学の徒」にたいする大田の非難は苛烈であった――「何たる没分暁漢ぞ官僚政治閥族政治こそ帝国の国体と相容れざるなり藤原氏は如何幕府政治は如何是れ等皆民意を無視せる点に於て国体を無視し憲法を無視する点現今の官僚政治に相似たり只形式を異にするのみ」[49]。彼らを「打破」して「万機公論に決すと云ふ開国以来の大精神」を発揮しなければならないというのである。

立憲制度の意義をゆるがしかねないような事態があり、しかも、それを肯定するような言説が声高に語られ、さらに「大正維新」という実体不明の掛声が流行しているという状況は、大田に、この掛声に積極的な内容をあたえる必要を痛感させたとおもわれる。彼は、大正二年（一九一三年）の正月一日、「新年所感」と題するコラムを掲載して、「大正維新」の意味を論じた――「〔改革が全面的かつ徹底的だったから明治維新という言葉はきわめて適切だが〕さて大正年代には何を維新すべきか言ひ出した人も此反問を受けたら一寸戸惑ひするだらうと思ふ／乍併よく〳〵考量して見ると此語は決して無意義ではない……吾人は之〔大正維新の意味〕を具象的に国民の前に表示することが出来る即ち立憲政治を完成することである」（強調は原文）[50]。大田がこのように断言する論拠は二段階で構成されていた。第一は、彼がすでに年末にのべていたように、憲法は皇祖皇宗の遺訓であって天皇といえどもその下にあるという主張であった――「天皇機関論とか天皇即国家論とか云ふが如きは法理学上の問題で吾々は憲法を以て　明治天皇が　皇祖皇宗の宏謨を明徴し給へ

る御遺訓として奉戴すべきものと思ふ……天皇でも厳格に御遵奉あらせらるべきこと当然と思はるゝ」[51]。第二は、その憲法にもとづく憲政は十分な成果をあげるに至っていないという認識であった――「憲法実施以来僅々四五年にして日清の役あり又四五年にして北清事件あり又四五年にして日露の大役あり何れも国家の大事で当路者も……忙殺されて殆ど他を顧みるの暇がなかつたのである故に憲政の運用に就ては当路者も重きを置かず国民も冷淡であつた」[52]。このように国家の大事が連続した結果として、憲法は十全に価値を発揮するにはいたっていない。「政治上にいろ〳〵の弊害が発生した」のは主要にはそのためだと、大田はいう。だから、「憲政の面目を一新するは即ち大正国民の責務で又大正新政の中心的問題は是れである」ことになる[53]。大正維新という変革を暗示する標語を、大田はこのようにして明治立憲制の完成を目的とするものとして位置づけた。彼の大正維新への執拗な言及は、明治天皇がつくりだした立憲制度の枠組みが、彼にとっていかに重大な意義をもつものであったかを示唆している。

大田は、国家多事のために立憲制度が十全な確立にいたらないままであるという認識を、もっぱら国政の混乱との関係で語ってきたが、これまでつねに民衆の生活に密着して思考をつづけてきた彼の眼が、別の方向を向いてしまったわけではない。大田は、いかにも彼らしく、立憲制度が十全に運用されていないことが社会にどのような影響をおよぼしているかを論じているのである。すでに触れたように、彼は、明治四四年（一九一一年）九月に書いた「精神界の変遷」という論説のなかで、沖縄社会は着々と改革されてきたが「一般社会の上より見れば善悪正邪の標準朦朧として人心帰向する所を知らず」という状態がつづいていると指摘していた[54]。この時期すでに、大田の思考において、眼前の社会状況と憲政の混乱とが関連させられていたかどうかは確かめようがないが、しかし、あきらかに大正二年の段階では、沖縄社会の「善悪正邪の標準」の朦朧は、帝国全体の状況と関連づけられていたと思われる。彼は、大正維新を論じた直後の一月一三日、「農村より拝啓」と題するコラムを掲載して、産業組合の設置による「貯蓄の風」の涵養を説いたが、その冒頭で「国家社会の生命は統制力に在り」と主張しているのである。

統制力とはなにか。彼はつぎのように説明している――「共同の目的を有する者にして其目的を達する最も安全にして且簡捷の道は其力なり然して其力の効を最も強大ならしむる者は衆力を統一するの力なり……世間の実際が却つて反対の現象を見ること多きは詰り目前の小利に眩惑するの結果に外ならずと存じ候此故に区々の私見私欲を抑制して以て共同の大道に就かしむるの必要を生ず然して之を強制する力を名づけて統制力とは申す可く候」[55]。「其力」とは、他者から借りる力ではなく自己がもつ力ということであろう。国家にせよ社会にせよ、「苟くも団体的生活を営む可き者」すなわち共同体が、自己の共同体に共通する目的を自力で達成するには、成員を「共同の大道」にしたがわせる力、すなわち「統制力」が必要だというのである。大田はこの力を、また「共同力」とも表現している。彼は沖縄の農村におけるあるべき統制力の姿を描いて、産業組合のような零細農家が利用しやすい貯蓄機関の設置によって、「自然一般に貯蓄の風を生じ此風が即ち一種の統制力となり箍の締りたる桶の如く一滴を収容すれば一滴溜り……遂に実力の充溢を見るに至る」にちがいないとのべている[56]。彼の思索のなかでは、統制力あるいは共同力は特定の個人が揮うべき強制力ではなく、各個人を共同体の行動律の枠内にとどめる社会風潮であった。それは、福沢が『文明論之概略』のなかで論じた「人民の気風」あるいは「天下の人心」に照応するとおもわれる[57]。そのように考えると、大田のいう「統制力」とは、帝国から沖縄の農村にいたる各段階の共同体をあるべき姿にたもつ風潮であり、それは、国政の場面においては立憲制度を十全に機能させようとする国民的「気風」であり、沖縄社会においては「善悪正邪の標準」であり、農村の日常においては産業を振興させようとする農民全般の意欲を意味することになるであろう。そうであれば、憲政の混乱と沖縄の農村の「箍」が緩んでいることとは、深部で通底していると感じられていたはずである。

沖縄社会の箍が緩みはじめたのは土地整理の本格化以降だと、大田は観察していた。沖縄社会の資本主義化にたいするかつての焦慮にも似た期待は、「精神界の変遷」が書かれた明治明治四四年（一九一一年）の段階では、すでに「善悪正邪の標準朦朧」として「今日の如く不秩序にして放縦なる社会」が生みだされたことにたいする当惑あるいは幻滅に

かわっていた。ただし、それは、近代にたいする明確な批判ではなかった。大田のなかでは、まだ、近代化にたいする明確な批判的視座は確立されていなかったといえよう。しかし、明治天皇の死去以来、憲法と立憲制度の意義をめぐって展開された大田の思考が、帝国憲法を以後代々の天皇を規制する皇祖皇宗の宏謨であるとする確信に達したとき、大田は、自覚していたかどうかは別として、すでにこの批判的視座を近代の実証的科学主義の外側につくりあげはじめていたといえよう。それをあきらかに示唆するものが、大正二年三月一八日から二〇日にかけて連載された、「近代思想と宗教――仏教青年会に於ける大田朝敷氏の講話大意」と題する論説であった。大田はこの頃から仏教へ帰依しはじめていたとおもわれる。大正五年の晩秋になると、大田は大阪で、おそらく浄土真宗の門徒の集会で講演をして、みずからが浄土真宗に帰依した過程をのべ、その内容を翌年三月に「安住の地へ」という論説として連載したが、その連載のなかで「三四年以前……信仰の力の誠に偉大なることを感じたことがある」とのべているのである。[58] さらにその連載のなかで、信仰に帰依してからは「社会の事物に対する私の見方が、全然其趣きを異にし〔た〕」と大田がのべていることをみれば、この批判的視座は、大田のなかで、大正初期をつうじて急速に輪郭を鮮明にしていったと推測できよう。[59] そうであれば、仏教青年会における彼の講話は、そのような転機の発端に位置するものとして、やや詳細に検討する価値がある。

大田は、この論説の初回で、「近世の科学が物質の上に現はしたる効果の偉大なること」をみとめたうえで、「自然科学の範囲内にては吾々は到底道徳の標準を認識する能はざるの感あり」という判断をしめしている。[60] そのように考える理由を、彼はつぎのようにのべている――「〔一九世紀以来勢力をつよめてきた〕自然科学の思想中尤も有力なるものは唯物観にして此見地より観る時は神もなく仏もなく……人間と云ふものは……言はゞ一種の物体にて心の働きも畢竟細胞の運動に過ぎず人間の価値は只勢力即エネルギーの分量の多少に依り定めらるゝものゝ如し然して此〔唯物論の〕論者は一切の理想を斥け実証を経ざるものは存在を認めざる也」。[61] この実証性重視の影響は、自然科学の範疇をこえて「近

頃に至りては自然主義という思想を産出」した。これも「実証科学の産物」であり「既往も未来も眼中に置かず幸福を現実に求むるを以て主旨とする」もののようだと、大田はいう。これが「文芸」として表現されると「善悪美醜の批評的態度を斥け只現実を有の侭に描写する」ことを課題とすることになる。大田の批判は、この自然主義にたいしても手厳しい――「既に善なく美なく幸福を現実に求るを以て本旨となす其道徳観念が享楽主義功利主義に傾き総て自己を中心として遂に所謂デカダン主義に陥るは必然の帰結なり」[62]。自然科学が道徳的頽廃をもとめているのではないであろうが、父が讐を報ずるために人を殺せばその子は「刼」すなわち切り取り強盗をはたらくという古語のように、「其断片を感受する一切衆生に至ては遂に〔理想と道徳観念を放棄して〕刼を行ふに至るなきか」と、大田は問題を指摘した。こうして、実証を絶対視する科学とそれにもとづく思想は、実証可能性とは別の次元にある「一切の理想」を斥け、その帰結として「道徳観念」を保つこともできない。

神もなく仏もないという実証科学が影響力をつよめた結果、「宗教の受けたる打撃」は不当に大きいと大田は考えていた[63]。連載の二回目で、彼は、宗教の社会的影響力を回復する必要性と可能性を論じた。まず、眼前にある社会はどのようなものか。大田は、「今の世界は群集の世界なり」という「米国の学者」の説をひいて、これは「群集心理に支配さるゝ世界と云ふ意」であろうと解説し、「今の人間が思慮もなく考察もなく他に模倣して盲目的に流行を追ふの状態より見れば成程群集の世界なり」という[64]。「故トルストイ伯」のように、「国教より破門」されてもなお「熱烈なるキリスト信者」でありつづけ「〔宗教的〕信念は少しも消長なし」という例外的な人間は、「安心立命の地」に達するのに「教門に帰依するの必要を感ぜざる」であろうが、「〔人類全体の〕最大多数」である群集は、「他力の済度」を必要としているのだというのである[65]。大田が「宗教には自力他力の二門あり」とのべているところをみれば、この「他力の済度」とは、かならずしも念仏宗のことのみをさすのではなく、宗教組織に参加して宗教的権威の導きを受容することによって「安心立命の地」に到達することを意味すると考えられる。「群集の世界は即ち他力の世界」であり「他力の済

度を要す可き世界」であって、そこに、「仏教が他力小乗の門を開ける」ことの「深い意義」もある。[66]

人類の最大多数は「安心立命の地」に達するためになお宗教を必要としていたにもかかわらず、科学は宗教を排除して文明をつくりあげた。大田はつぎのように問いかける――「科学の手に依つて造られたる文明は抑も人類全体に幾許くの幸福を齎らし来れるか」[67]。彼はイギリスの例をあげて、所得分布の上位に位置する一〇〇万人の総収入が八六億円であるのにたいして、それ以下の二六〇〇万人のそれは四三億円にすぎず、一人平均の額では「前者は後者の五十二倍の収得」があるのであり、さらに、アメリカでは「富の全額の六分の五は僅々四千四十七戸の所有にして其六分の一が六百五十九万九千七百九十六戸の所有」だと指摘する。また、ロンドンでは「生活費の最低限度の収入さへ得る能はざる者百三十万人の多き」に達している。「依之観是科学万能主義は遂に物質的生活さへ完成する能はざるのみならず少数の人類の為に現世の天国を造り多数人類の為に目前の地獄を造れるにあらずや」[68]。かくして、実証的科学に依拠してつくりあげられた文明は貧富の格差を拡大しただけであり、「悲嘆煩悶するもの」は続出し、「世紀末と云ふ新語」が語られはじめるほどの矛盾にみちた悲観的な状況が出現した。世紀末とは、大田の理解によれば、「全知全能と思惟されたる科学の上に亀裂を生じ科学万能の世が季（すえ）になりたるの謂」であり、「其〔科学万能主義の〕反動として漸く精神の研究に立戻るの状態」になった（ルビは筆者）[69]。「宗教家諸君にして今一層努力せらるれば宗教の権威を恢復する蓋し難きにあらざる可し」[70]。宗教復興の兆しがみえはじめたというのである。

最終回にいたって、大田は、「自然科学の手の届かざる領域」の存在を、例をあげて指摘した。その例は、まず、「催眠術の暗示」であった[71]。暗示をうければ人間は「無熱の物体」を握っても「非常の苦痛を感ずる」だけでなく「手に火傷を起こすこと」さえもある。さらに、「蚊の嫌ひなる人」が蚊が「額の前を飛過ぐる音」を聞いただけで「忽ち腫れ出したること」もある。飲みのこした水のなかに「赤子々（ぼうふら）」が湧いているのをみて腹痛嘔吐した人が、「赤子々は尽く吐出せり」と暗示をうけただけで症状がおさまったということもある。人間は、このように、外界にたいする「機械的

法則」を超えた主観のあり方に左右される。この働きは自然科学の外側にある領域であって、宗教がこの領域において主観のあり方を導けば、人間は「悲嘆煩悶」の状態から救われるであろう。今なすべきことは、貧富の差が極端に拡大してしまった現実世界を、直接、後戻りさせることではなく、この抗いがたく近代化した世界のなかで、人間を頽廃から脱させることであった。「此領域に立脚地を固めて以て民衆を済度するは今後の宗教家の任に非ずや」と彼がいうのは、そのような思索の表現であった。[72]

では、科学は人間を救済できないのか。大田は救済の可能性にたいして否定的である。彼は、暗示の話につづけて、「科学と宗教の態度」にかんして「譬喩を設けて一言せん」として、コップに汲まれた下水の話をはじめた。[73] このコップの中身を「化学に向つて何かと問はば」、化学はそこに含まれる物質を「一々明瞭に」答えるであろう。しかし、「之を飲でもよきかと問はば」、化学は「そは我関する所にあらず飲むも飲まざるも汝の自由なり」と答えるであろう。宗教はどうか。宗教はコップの中身について答えることはできなくとも、「飲んで害ありとすれば極力之を諫止す可し」。「科学に依つて以て精神の慰謝を求めんとする」のは下水を飲んで渇きをいやそうとするのと同じであると、大田はいう。この「譬喩」における「精神の慰謝」は、惑いにたいする解決の提示と言い換えても誤りではあるまい。科学は、コップ一杯の汚水を分析することはできても、それが人間にとってもつ意味あるいは価値をあきらかにすることはできない。換言すれば、科学は人間に行動指針を提示することはできない。それゆえに、「自然科学の範囲内」では、人間は「道徳の標準」を認識することはできないことになる。

では、自然科学と同時期に近代がつくりだした「自由平等の思想」はどうか。それは近代が提示した道徳の標準ではないのか。大田の評価は、ふたたび否定的であった――「近代人は果して自由平等を得たるか政治上に於ては仏朗西革命以来幾多の屈曲を経て頗る見る可きものありと雖も生活上に於ては寧ろ反対の現象を呈し貧富の懸隔は加速度を以てます〳〵甚しからんとす然して此生活上の不自由不平等が更に政治上の自由平等を牽制するの傾向なきか」。[74] 大田はこ

の傾向も「畢竟近代人が物質に偏して精神を侮蔑するの結果」でしかないという。[75] これまでみてきた議論からすれば、ここにいう「精神」が、科学的実証性の外側にあって「自然科学の手の届かざる領域」を指すことは、あきらかであろう。大田は、当然のように、自由平等思想の現実面における矛盾を、実証科学の領域のみを容認する物質偏重の結果に帰している。しかし、なぜそのようにいうことが可能なのか。大田は論拠をあげることをしていないが、このコラムの最後の部分におく文章を彼が軽率にしるすとは思われない。このような主張の背後にあるはずの論理は、どのようなものであろうか。

フランス革命をもたらした思想は、教会の権威を否定し国王権力の正統性を否定し、個人の自律性を強調した。教会の権威もそれに支えられた国王権力の正統性も実証的科学の埒外にあるものであり、革命思想はあきらかに実証的科学の優越に寄与するものであった。しかし、フランス革命以後、世界的に一般化していった国民相互の平等と個人の自由という観念は、人間の最大多数が、「思慮もなく考察もなく他に模倣して盲目的に流行を追ふ」状態にあり、依然として「他力の救済」を必要とする存在であるということとは、容易には調和しない。群集にあたえられた自由平等は、下水の水を飲む自由であり、実証性の外側でみずからの存在を主張する宗教的権威を否定して得られる平等であり、他力信仰による「安心立命」を否定して得られる自由であった。大田は、そのような自由平等は「自然科学の範囲内」に属するもので、「道徳の標準」になりえていないと認識したのであろう。道徳の標準の不在は弱肉強食の社会をつくりだし、貧富の格差の加速度的拡大を生み、それがさらに、自由平等そのものを脅かしている。この自由平等思想のもつ矛盾は、まさに「物質に偏して精神を侮蔑するの結果」であり、眼前の世界を直視せずに個人の自律性をとなえた結果ではないかと、大田は考えたのであろう。大田はつぎのように結語をのべている――「余は科学を呪ひ文明を排斥せんとするものにあらず然れども今日の社会には徒らに旧を嘲けり新を喜ぶの弊あり此弊やベーコンの所謂厳窟の偶像に囚はれたるものにして是れ亦一種の迷信たるを免れず若し夫れ信仰に対するの侮蔑の如きは社会の為百害ありて一利なきを

恐る」[76]。かつて明治八年（一八七五年）に、福沢は、文明が進歩していけば、「世間一般に公智公徳の及ぶ所広くして、次第に太平に赴き……その極度に至ては、土地を争う者もなく、財を貪る者もなかるべし。いわんや君長の位を争うが如き鄙劣なる事に於ておや」とのべていた。[77]福沢が近代への夢を語ってから四〇年近くを隔てて、大田の思考の位置は、かつてほとんど隣接していた福沢の立場から、大きく外れはじめていた。

二　危機意識の深化

(1)　『琉球新報』明治四二年三月一四日。文体も内容もいかにも大田的であるだけでなく、主筆の宮田が黒糖消費税減税問題で上京していたことを考え合わせると、大田が執筆したものと断定してもよいであろう。
(2)　信夫清三郎『日本政治史』第三巻、南窓社、一九八〇年、一七四頁（以下『日本政治史』第三巻と略記）。
(3)　同書、一七五―一七六頁。
(4)　『琉球新報』明治四一年一〇月二二日。
(5)　平田東助「産業組合法要義」（『協同組合の名著』第一巻、家の光協会、二五四―二五五頁）。
(6)　『琉球新報』明治四二年三月一四日。
(7)　同。
(8)　たとえば、『琉球新報』明治四三年八月八日、八月九日。
(9)　福沢諭吉（松沢弘陽校注）『文明論之概略』、岩波書店、一九九五年、三〇〇頁。
(10)　比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』上巻、第一書房、一九九三年、三二七頁（以下『太田朝敷選集』上巻と略記）。
(11)　同。
(12)　同書、三二九頁。
(13)　同。
(14)　同書、三二九―三三〇頁。
(15)　同書、三三〇頁。

(16) 同書、三二九—三三〇頁。
(17) 同書、三三〇頁。
(18) 信夫清三郎『日本政治史』第四巻、南窓社、一九八二年、四九頁。（以下『日本政治史』第四巻と略記）
(19) 同書、四九—五二、五六頁。
(20) 『琉球新報』明治四三年一一月一六日。
(21) 『琉球新報』明治四四年一月二一日。
(22) 『日本政治史』第四巻、五八—六〇頁。
(23) 比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』下巻、第一書房、一九九六年、四九頁（以下『太田朝敷選集』下巻と略記）。
(24) 同。
(25) 同書、五〇頁。
(26) 同。
(27) 『日本政治史』第四巻、五〇、五五頁。
(28) 石田正治「沖縄における近代化の希求——大田朝敷の論説を中心として」（『法政研究』六四巻一号、八二—八三頁）。
(29) 『太田朝敷選集』下巻、五〇頁。
(30) 同。
(31) 比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』中巻、第一書房、一九九五年、二九六頁（以下『太田朝敷選集』中巻と略記）。
(32) 同書、二九六頁。
(33) 『琉球新報』明治四四年二月九日。
(34) 村岡典嗣『国民性の研究』二六、二五三頁。
(35) 福沢、前掲書、四〇—四一頁。
(36) 同書、四八頁。
(37) 『太田朝敷選集』中巻、二六五頁。
(38) 『琉球新報』明治四四年三月七日。
(39) 『琉球新報』明治四四年三月八日。
(40) 『琉球新報』明治四四年三月一〇日。
(41) 同。

(42)『琉球新報』明治四四年三月九日。
(43)『琉球新報』明治四四年三月一二日。
(44)『琉球新報』明治四四年三月一四日。
(45)『琉球新報』明治四四年三月一五日。
(46)『琉球新報』明治四四年三月二一日。
(47)『太田朝敷選集』中巻、二九八頁。
(48)同書、二九九頁。
(49)『琉球新報』明治四四年五月二三日。
(50)同。
(51)『琉球新報』明治四四年七月二三日、七月二五日。
(52)『琉球新報』明治四四年七月二三日。
(53)『琉球新報』明治四四年七月二六日。
(54)同。
(55)『琉球新報』明治四四年七月二七日。
(56)同。
(57)『琉球新報』明治四四年七月二八日。
(58)同。
(59)『琉球新報』明治四四年七月二九日。
(60)同。
(61)同。
(62)『琉球新報』明治四四年七月三〇日。
(63)同。
(64)『太田朝敷選集』中巻、三一六頁。
(65)同書、三一八頁。
(66)同書、三二一―三二二頁。
(67)同書、三二二頁。

(68) 同書、三一四、三一七頁。
(69) 同書、三一七—三一八頁。
(70) 同書、三一四、三一九頁。
(71) 同書、三一九頁。
(72) 同。
(73) 同書、三二一頁。
(74) 同書、三二三頁。
(75) 同書、三二二—三二三頁。
(76) 同書、三二三頁。

三　転機

(1) 『護教』一〇六九号、明治四五年一月二六日。
(2) 『明治天皇紀』第一二、五五五頁。
(3) 『太田朝敷選集』上巻、二六五頁。石田、前掲論文、八一—八二頁。
(4) 石田、同論文、八四—八五頁。
(5) 『太田朝敷選集』中巻、二九九頁。
(6) 『太田朝敷選集』下巻、六七頁。
(7) 『琉球新報』明治四五年七月三一日。
(8) 『太田朝敷選集』中巻、三三四—三三五頁。
(9) 『琉球新報』大正一年八月二二日。『太田朝敷選集』中巻、三三五頁をも参照。
(10) 『大田朝敷選集』中巻、三三七頁。
(11) 同。
(12) 同書、三三七—三三八頁。
(13) 同書、三三八—三三九頁。
(14) 同書、三五五頁。

(15) 同書、三四四頁。
(16) 同書、三四七頁。
(17) 同書、三四八頁。
(18) 同書、三四六頁。
(19) 同書、三四九頁。
(20) 同書、三五〇頁。
(21) 同。
(22) 同書、三五一頁。
(23) 同書、三五四―三五五頁。
(24) 同書、三五五―三五六頁。
(25) 同書、三五五頁。
(26) 同書、三五六頁。
(27) 同。
(28) 同書、三五七―三五八頁。
(29) 同書、三五八―三五九頁。
(30) 同書、三五九頁。
(31) 同書、三五九―三八四頁。
(32) 同書、三八二頁。
(33) 同書、三八二頁。
(34) 同書、三四五頁。
(35) 『日本政治史』第三巻、八九頁。
(36) 同。
(37) 『太田朝敷選集』中巻、三八五頁。
(38) 同書、三八六頁。『日本政治史』第三巻、九五―九六頁。
(39) 『太田朝敷選集』中巻、三八六頁。
(40) 同書、三八七頁。

(41) 同書、三八七―三八八頁。
(42) 同書、三八八頁。
(43) 同書、三八九頁。
(44) 同書、三九〇頁。
(45) 同。
(46) 同書、三九一頁。
(47) 同書、三九二頁。
(48) 同書、三九三頁。
(49) 同。
(50) 同書、三九四頁。
(51) 同書、三九五頁。
(52) 同書、三九五―三九六頁。
(53) 同書、三九六頁。
(54) 同書、三〇九頁。
(55) 同書、三二七頁。
(56) 同書、三二八頁。
(57) 福沢、前掲書、三一―三二頁。
(58) 『太田朝敷選集』下巻、一九八頁。
(59) 同書、二〇三頁。
(60) 『太田朝敷選集』中巻、四〇一頁。
(61) 同書、四〇〇―四〇一頁。
(62) 同書、四〇一頁。
(63) 同書、四〇〇頁。
(64) 同書、四〇二頁。
(65) 同書、四〇一―四〇二頁。
(66) 同書、四〇二頁。

(67) 同。
(68) 同書、四〇三頁。
(69) 同。『琉球新報』大正二年三月一九日をも参照。
(70) 『太田朝敷選集』中巻、四〇三頁。
(71) 同書、四〇三―四〇四頁。
(72) 同書、四〇四頁。
(73) 同。
(74) 同。
(75) 同書、四〇四―四〇五頁。
(76) 同書、四〇五頁。
(77) 福沢、前掲書、一七七頁。